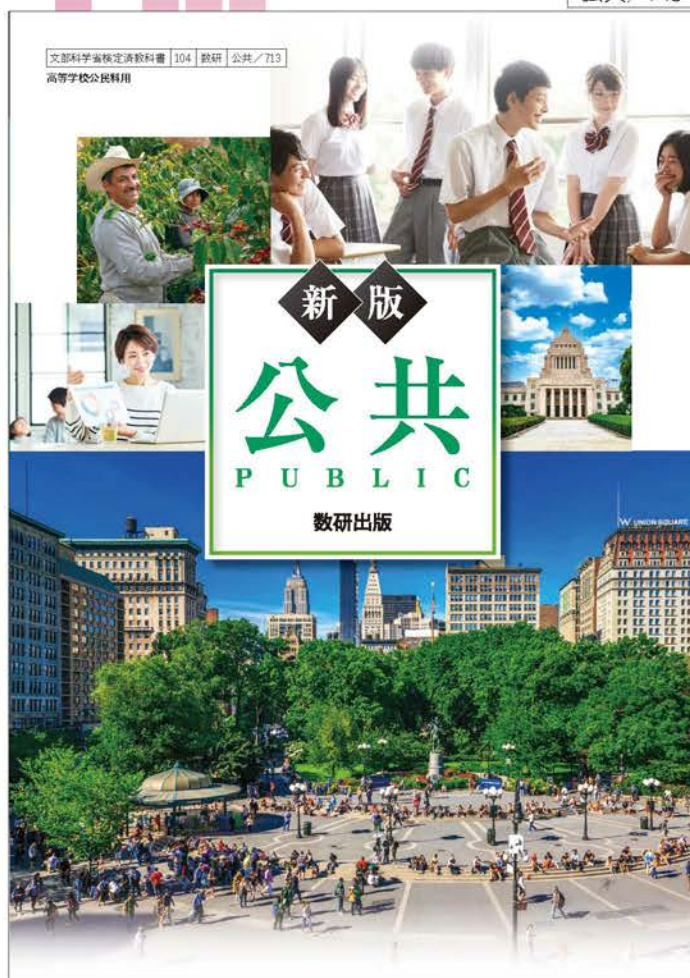


# ダイジェスト版

公共 / 713



## 教科書『新版 公共』

■ 数研出版「公共」教科書ラインアップ

1 教科書の特徴、著者紹介

2 『新版 公共』紙面見本

45 QR コンテンツ・構成要素・時間配当表

46 大学入学共通テストとの関連

48 教授資料のご案内

54 副教材のご案内

55 新課程教科書・教材一覧

56 『新版 公共 整理ノート』紙面見本

■ デジタル教科書・教材一覧



教科書の詳細は  
こちら！

# 数研出版 「公共」 教科書ラインアップ

新課程版

本書はこちらの教科書の内容見本です。



	新版 公共 (公共/713)	高等学校 公共 (公共/709)
教科書の 特徴	大学入試を見据えた 知識量・思考力が身につく教科書  詳細はこちら！	ワイドな判型で資料が充実。 身近な話題から考えることが できる教科書  詳細はこちら！
基本情報	公共/713 B5判・256ページ+巻頭・巻末21ページ	公共/709 AB判(ワイド判)・232ページ
構成	巻頭・巻末 Introduction: 6項目 本文: 58項目 CLOSE-UP: 21項目 SKILL-UP: 5項目 THINKING TIME: 21項目 課題探究編	巻頭特集1・2・3 Introduction: 5項目 本文: 50項目 クローズアップ: 26項目 Thinking Time: 21項目 課題探究編
QR コンテンツ	紙面のQRコードからアクセス可能な QRコンテンツが 合計160点 確認テスト: 16回(計233問) 18歳クイズ: 1回 共通テストに挑戦!: 1回 関連資料へのリンク 映像: 5点 NHK for School: 91点 その他Webサイト: 42点 省庁などへのリンク: 4点  詳細はこちら！	紙面のQRコードからアクセス可能な QRコンテンツが 合計145点 確認テスト: 14回(計206問) 関連資料へのリンク 映像: 5点 NHK for School: 86点 その他Webサイト: 36点 省庁などへのリンク: 4点  詳細はこちら！
おすすめ 副教材 (→p.54)	新版 公共 整理ノート スタディノート 公共 4ステージ演習ノート 公共 チェック&演習 公共, 政治・経済 18歳で大人になる君へ ~大人へのハンドブック~	高等学校 公共 整理ノート スタディノート 公共 18歳で大人になる君へ ~大人へのハンドブック~
教授資料& デジタル 教科書	教科書の解説動画(Web配信)がスタート! (①②どちらかご購入で視聴可能に) ① 教授資料(本冊+付属データ(「新版 公共」「高等学校 公共」2点収録)) ② 学習者用デジタル教科書・教材 ③ 学習者用デジタル教科書	

## 確かな知識と思考力が身につく教科書『新版 公共』の特徴

詳しくは次のページ以降

- POINT 1 巻末・巻頭ページで最新の動向をフォロー
- POINT 2 大学入試を見据えた知識量を網羅
- POINT 3 思考力が身につく
- POINT 4 生徒の知識・技能定着のための工夫が充実

著作者・編集委員			
佛教大学教授 京都大学名誉教授 元大東文化大学教授 中央大学教授 大阪大学名誉教授 芝中学校・高等学校教諭	矢野 智司 穴見 明 阿部 顕三 石塚 健大 魚山 秀介 久保田 賀壽雄 古賀 毅 小原 美紀 今 智也	兵庫県立網干高等学校教諭 兵庫教育大学教授/弁護士 淑徳中学校・高等学校元教諭 京都教育大学附属高等学校元教諭 東京大学教授 横浜市立横浜商業高等学校教諭 創価大学教授 京都大学教授 奈良学園中学校・高等学校元教諭 大阪府立大手前高等学校教諭	佐々木 浩二 神内 聡 高田 敏尚 寺谷 広司 眞所 佳代 宮崎 猛 森川 輝一 山本 雅康 吉田 英文
編集協力者			
大阪府立高等学校元教諭 福井県立藤島高等学校教諭 関西大学中等部・高等部教諭 静岡県立高等学校元教諭 名城大学附属高等学校教諭	矢野 優 青木 建一郎 浅野 秀典 鈴木 秀幸 中條 健太	岡山県立岡山朝日高等学校教諭 奈良県立奈良北高等学校教諭 城北中学校・高等学校教諭 東京学芸大学附属国際中等教育学校教諭 ライター	中野 正勝 藤垣 弘行 真柄 昌広 楊田 龍明 漆原 次郎

今日の世界・日本の世界遺産	巻頭①～③
18歳になったら	巻頭④
特集 安全・安心な社会の実現を目指して	巻頭⑤～⑩
SDGs(持続可能な開発目標)	巻頭⑪

第1章 公共的な空間をつくる私たち

Introduction	8	6
「哲学対話」を始めてみよう	10	8

第1節 青年期と自己形成

1 青年期の意義と課題	12	10
2 自我の確立と自己形成	14	
THINKING TIME Ⅰ 人間にしかできないことは?	16	

第2節 人間としての自覚

1 生きることと考えること	18	
2 世界の宗教	20	
THINKING TIME Ⅱ 宗教って何だろう?	22	

第3節 日本人としての自覚

1 日本の思想(仏教・儒学・国学)	24	
2 日本の文化と西洋思想の受容	26	
THINKING TIME Ⅲ 現代社会で求められる倫理観	28	

第2章 公共的な空間における人間としてのあり方生き方

Introduction	30	
--------------	----	--

第1節 西洋近現代の思想

1 近代科学の考え方	32	
2 人間の尊厳と幸福	34	
CLOSE-UP ① 考え方のレッスン[功利主義と義務論]	36	12
3 現代の思想	38	14
CLOSE-UP ② 知っておきたい思想家	40	
●SKILL-UP 「論理」をもとに議論する	42	
CLOSE-UP ③ 考え方のレッスン[徳治主義と法治主義]	44	

第2節 現代の諸課題と倫理

1 地球環境をめぐる問題	46	
2 資源・エネルギーをめぐる問題	48	
CLOSE-UP ④ 地球環境問題への国際的な取り組み	50	
THINKING TIME Ⅳ 地球温暖化防止の負担はどの国に?	51	16
3 生命をめぐる問題	52	
CLOSE-UP ⑤ 生命に関する近年の動き	54	
THINKING TIME Ⅴ 限られた医療資源をどうするか	55	17
4 情報をめぐる問題	56	
THINKING TIME Ⅵ インターネットの功罪を考えよう	58	
●SKILL-UP 新聞を読んでみよう	60	18

第3章 公共的な空間における基本原理

Introduction	62	
--------------	----	--

第1節 民主社会の基本原則

1 民主政治の始まりと基本的人権の保障	64	
2 権力分立と法の支配	66	20
CLOSE-UP ⑥ 世界の主な政治体制	68	
3 個人と社会とのかかわり	70	
CLOSE-UP ⑦ 考え方のレッスン[自由をめぐる四つの思想]	72	
THINKING TIME Ⅶ 民主政治における決め方とは?	74	22

第2節 日本社会の基本原則

1 日本国憲法と基本原理	76	
CLOSE-UP ⑧ 自衛隊に関する裁判	79	
2 平等権・自由権	80	
CLOSE-UP ⑨ 男女共同参画社会	83	
3 社会権・参政権・請求権	84	
4 新しい人権・人権の国際的広がり	86	
CLOSE-UP ⑩ プライバシーの保護と知る権利	88	
THINKING TIME Ⅷ アファーマティブ・アクション	89	

第4章 現代の民主政治と政治参加の意義

Introduction	90	
--------------	----	--

第1節 日本の政治機構

1 国会のしくみと役割	92	
2 内閣のしくみと行政機構	94	
3 日本の裁判制度と人権保障	96	
●SKILL-UP 法の種類と法律の読み方	98	
THINKING TIME Ⅷ 法の意義と役割	99	
4 司法参加の意義	100	
CLOSE-UP ⑪ 模擬民事調停を实践してみよう	102	
THINKING TIME Ⅸ 司法参加の意義	104	

第2節 政治参加と民主政治の課題

1 選挙と選挙制度	106	
2 政党の役割	108	24
3 地方自治の現状と課題	110	
4 世論の形成と現代民主政治の課題	112	
CLOSE-UP ⑫ 「18歳選挙権」と政治的知識	114	26
THINKING TIME Ⅹ 高校生はどこまで政治にかかわれるか	116	28

政治・経済分野は、「政治・経済」と同じ国内政治→国内経済→国際社会の配列です。

第5章 現代の経済社会と経済活動のあり方

Introduction	118	
--------------	-----	--

第1節 経済のしくみと市場機構

1 経済生活のしくみ	120	
2 企業の働きと役割	122	
3 市場経済のしくみ	124	
CLOSE-UP ⑬ インフレーションから物価が上がらない時代へ	127	
THINKING TIME Ⅺ 市場機構に任せておいてもよいのか	128	

第2節 財政と金融

1 国民所得と経済成長	130	
2 財政の役割	132	
CLOSE-UP ⑭ 財政や税制の現状に関する国際比較	135	
●SKILL-UP 統計データを使って社会を科学的に解明する	136	30
3 金融の役割	138	
4 日本銀行と金融政策	140	
CLOSE-UP ⑮ 金利とは何か? 超低金利が続く国一日本	142	
THINKING TIME Ⅻ 金融にはどのような役割があるのか	144	

第3節 日本経済の発展と変化

1 日本経済のあゆみ	146	32
CLOSE-UP ⑯ 日本経済における自由化のあゆみ	149	
2 産業構造の変化と職業	150	
3 中小企業と農業	152	
THINKING TIME Ⅼ 将来について考えよう	154	

第4節 豊かな生活と福祉の実現

1 経済社会とルール	156	
2 消費者問題	158	
THINKING TIME Ⅽ 契約について考えよう	160	34
3 公害対策と環境保全	162	
4 労働者の権利	164	
5 現代の労働問題	166	36
THINKING TIME Ⅾ 誰もが輝ける社会を目指して	168	
6 少子高齢社会における社会保障	170	
CLOSE-UP ⑰ 社会保障制度によって格差は是正できるのか	173	
THINKING TIME Ⅿ 持続可能な社会保障のためには	174	

まとめておこう! 「倫理」「政治・経済」につながる思考・判断・表現のためのツール	巻末⑫～⑬	41
現代の日本と世界	巻末⑭～⑮	

巻頭・巻末ページで最新の動向をフォローできます。

第6章 国際社会の動向と日本の役割

Introduction	176	
--------------	-----	--

第1節 国際政治の動向

1 国際社会と国際法	178	38
2 国際連合の成立と組織	180	
3 国際連合の役割と課題	182	
4 戦後の国際情勢	184	
CLOSE-UP ⑱ 日本の領土をめぐる情勢	186	
THINKING TIME ⅰ 領土問題とナショナリズム	188	

第2節 国際政治の課題と日本の役割

1 日本の安全保障と日米安保体制	190	
CLOSE-UP ⑲ 日本の安全保障問題	193	
2 軍縮への動き	194	
THINKING TIME ⅱ 軍縮と「囚人のジレンマ」	196	
3 現代の紛争	198	
4 世界の人権問題と日本	200	
CLOSE-UP ⑳ 人間の安全保障と貧困の解消	202	
THINKING TIME ⅲ 倫理的消費を通じた日本の国際貢献	204	

第3節 国際経済の動向と国際協力

1 国際経済のしくみ	206	
CLOSE-UP ㉑ 円高と円安、日本にとってはどちらがよいのか	209	
2 戦後の国際経済・国際貿易体制	210	
3 経済のグローバル化と現代の国際経済	212	
4 地域経済統合	214	
5 南北問題とその課題	216	
6 国際社会における日本の役割	218	
THINKING TIME ⅳ 日本企業とSDGs 生産者の責務	220	

持続可能な社会づくりの主体となる私たち

課題探究の観点	222	40
●SKILL-UP 災害が発生したら情報とどう向き合う?	224	
課題探究の手引き	226	

資料	236	
日本国憲法、大日本帝国憲法(抄)、情報公開法(抄)、公職選挙法(抄)、民法(抄)、刑法(抄)、労働基準法(抄)、男女雇用機会均等法(抄)、いじめ防止対策推進法(抄)、国際連合憲章(抄)、人権に関する世界宣言(世界人権宣言)(前文)		

さくいん	250	
------	-----	--

# 安全・安心な社会の実現を目指して

2020年初頭より、新型コロナウイルス感染症が世界に拡大し、社会の安全・安心を脅かした。ここでは、フィッシュボーンという思考ツールを用いて、私たちがどのように考え、行動していくべきか検討してみよう。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的な感染拡大は衝撃的だった。当初は明確な予防・治療方法がないまま、私たちを含めてたくさんの方が影響を受けたね。

当たり前だと思っていた日常のさまざまなことがストップしたり、変更や改善を余儀なくされたりしたのも大変だった。こんなこと初めて。



新型コロナウイルス感染症を  
考えるための視点

## 科学・医療に関する視点

- 科学・技術の発達
- ワクチンの開発
- 「専門家」のさまざまな見解
- 公衆衛生
- 自然科学と社会科学
- ソーシャル・ディスタンス
- 限られた医療資源の配分
- 医療従事者の養成
- 感染防止と経済の両立

## 情報に関する視点

- スマートフォンの普及
- SNSの一般化
- デマ(流言蜚語)の問題
- トイレトペーパーなどの買い占め
- 個人情報の「特定」問題
- 見知らぬ他人からのパッシングによる精神的なダメージ

新型コロナウイルス感染症をめぐるさまざまな論点を、「科学・医療」「情報」「法・政治」「経済」「国際社会」の視点から取り上げています。

- 積極的な財政出動の是非
- 国民への給付金
- 感染防止と経済の両立
- 日本の財政赤字
- 「困窮者」の定義
- テレワーク
- 近年の外国人観光客の急増
- 観光地への訪問
- 地域経済への打撃
- 日本への入国規制
- 国内移動の抑制
- 公共交通機関の収益悪化

## 経済に関する視点

君たちより長く生きている私ですら経験したことのない事態でしたからね。でも、少しでも冷静になって考えてみると、中学校で学んできたことや「公共」でこれから学ぶことに、今回の事態とかわる内容が含まれていると気づきませんか？



それを学べば、事態の解決に近づきますか？

## KEYWORD

新型コロナウイルス感染症…2019年末に中国で初めて確認されたウイルスによる感染症。2020年に入って世界全体で感染者が急増した。一般的に飛沫やエアロゾル、接触によって感染する。無症状や普通の風邪程度の症状で終わることも多いが、約5～7日程度で症状が急速に悪化し、肺炎などを引き起こして重症化する事例もある。WHO(世界保健機関)は、このウイルスに起因する感染症をCOVID-19(Coronavirus Disease 2019)と命名し、パンデミック(世界的大流行)であると認定した。

ソーシャル・ディスタンス(社会的距離)…感染拡大防止のため、市中や施設内において人と人との間の距離を空けること。距離の確保のため、飲食店内の席数を減らしたり、劇場や競技場の観客数を制限したりする試みが行われている。



## 法・政治に関する視点

- 休校要請の是非
- オンライン授業
- 教育を受ける権利(憲法第26条)
- 経済の自由
- 公権力からの個人の自由の最大限の保障
- 緊急事態宣言
- 地域ごとの状況の違い
- 社会権(生存権)の保障
- 公共の福祉

### ●思考ツールとは

「考えること」を手助けするための道具のこと。思考ツールにはさまざまな種類があり、図や表を使って比較・分類を視覚的に行うことができる。

### ●フィッシュボーンとは

思考ツールの一つで、魚の頭の部分に、ある問題を設定して、その問題に対してどのような要因が関連しているのかを魚の骨のように示した図である。ここでは、頭の部分に「新型コロナウイルス感染症を考えるための視点」という問題を設定し、「中骨」の部分に問題に関連した視点をあげ、「小骨」の部分にさらにそれを具体化した内容を示している。**焦点化** **構造化**に効果的！

全体を俯瞰するページでは、「フィッシュボーン」という思考ツールを用いて説明しています。

- 国際社会の成立
- 法・制度・政策の限界
- 主権国家と国際機構
- ワクチンの配分の不平等
- WHO(世界保健機関)
- グローバル化の進展
- 国境管理の強化
- 民主主義国家

## 国際社会に関する視点

世界中の政治家や専門家、さまざまな立場の人たちが知恵を寄せ合っても簡単に「解決」できる問題ではないですね。でも、「公共」の学びの根っこには現実社会の問題があるし、その学びの先には、やはり現実社会で生きていく私たちの生活や人生があります。事実をきちんととらえ、分析・考察する力を獲得して、私たち自身が「解決」に近づく努力をしていきたいですね。



### Study 考えてみよう

新型コロナウイルス感染症の流行にともなって広く知られるようになった用語について、意味や特徴を調べ、まとめてみよう。

# 第1章

## 公共的な空間をつくる私たち

### ① 広場 にみる「公共」

広場や公園などの公共的な空間では、地域のコミュニティづくりのため、さまざまなイベントが行われている。また、防災や災害復興活動の拠点として整備されているものもある。

考えてみよう **社会参加 コミュニティ**

広場で開かれる「祭」や「催し物」では、どのようなボランティアが必要だろうか。

外国の広場は  
どうなっている？

シニョリア広場のダビデ像(イタリア・フィレンツェ) 広場に面した市庁舎にあるダビデ像は自治のシンボルである。

### ② 空港 における「公共」

現代社会では、人や情報、商品などが国境を越えて移動するボーダレス化や、人間の活動が地球規模に拡大するグローバル化が進んでいる。近年では、日本への外国人入国者数が3,000万人を突破した。

空港は、言語や文化、宗教などが異なる人々が出会う場所である。公共性が求められるのは、このような多様な価値観が混在する場である。そのため主要空港では、外国人観光客の増加に対応して、多言語案内の整備が進められている。さらに、イスラム教徒(ムスリム)に配慮して礼拝ができる施設なども開設されている。

また空港は、国家の主権(→p.64)が立ち現れているのを見ることができる場所でもある。日本人や外国人が出入国するときには、出入国在留管理庁による審査が行われており、主要空港では、日本人の出帰国手続きと外国人の出国手続きを合理化するため、人工知能(AI)技術を用いた顔認証ゲートの運用も開始されている。

考えてみよう **国際社会 グローバル化**

なぜ、出国・帰国や外国への入国・滞在にあたって、パスポート(旅券)の携帯および呈示が求められているのだろうか。

### 「公共性」とは？

公共性(publicness)には、多様な意味が含まれている。主な意味として、①国家に関連した公的なもの(official)や②すべての人々に関連する共通のもの(common)、③誰に対しても開かれている(open)がある。

(齋藤純一「公共性」による)

各章の始めに「公共」にかかわるさまざまな話題を取り上げています。



▲礼拝室(旭川空港)

▲人工知能(AI)技術を活用した顔認証ゲート(福岡空港)

身近な場所を例に「公共」とは何かを考えることができる内容です。



▲駅に設置されたエレベーター

### ③ 駅 における「公共」

鉄道の駅には、日々さまざまな人々がやってくる。駅は誰でもアクセスできる場所である。近年では駅においても、高齢者や障がい者、子育て世代など、すべての人々が安心して移動できる環境の実現が目指されている。

たとえば、2018年には、バリアフリー新法の一部が改正され、国と国民の責務として、高齢者や障がい者に対する支援が明記された。駅でのエレベーターやホームドアの整備といったハード面の対策に加えて、駅員による乗客の介助といったソフト面の対策も定められた。

考えてみよう **共生社会 福祉**

「心のバリアフリー」の取り組みとして、視覚障がい者に対してどのような「声かけ」や「サポート」が求められるだろうか。

### ④ 図書館 における「公共」

公共図書館では、誰でも無料で館内の図書・資料を閲覧したり、調べ物相談(レファレンスサービス)を利用したりすることができる。1994年には、国連教育科学文化機関(UNESCO)がユネスコ公共図書館宣言を発表し、「教育、文化、情報の活力であり、男女の心の中に平和と精神的な幸福を育成するための必須の機関である」と宣言している。

ICT(情報通信技術)の発達によって膨大な情報があふれる現代社会で、適切な情報源を選び、正しい判断をしていくために、地域の「情報センター」としての公共図書館の重要性がますます高まっている。

考えてみよう **情報 生涯学習**

図書館を利用すること、スマートフォンを使って情報を得ることの違いはどこにあるのだろうか。

### ⑤ コンビニ における「公共」

コンビニが「公共的な空間なの？」と思うかもしれない。しかし、2017年、災害対策基本法に基づき、災害発生時に国の要請に応じて緊急支援を行う指定公共機関に、大手コンビニチェーンが追加指定された。このようにコンビニには、支援物資の調達や被災地への迅速な供給を担う役割が期待されるようになっている。

またコンビニは、公共料金の支払いサービスやマイナンバーカードを利用した証明書の取得サービスを提供しており、地域社会にとって欠かせない存在にもなっている。

考えてみよう **消費者 循環型社会**

人や社会、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費するエシカル消費(→p.204)の観点から、どのようにコンビニを利用すればいいだろうか。



▲コンビニでの証明書発行サービス(佐賀県上峰町)

# 「哲学対話」を始めてみよう

深い学びの実践として近年注目されている哲学対話を冒頭で紹介しています。

## 「哲学対話」って何だろう？

人工知能(AI)やロボットの技術が高度化するなかで、「人間とは何か」があらためて問われている。17世紀フランスの思想家パスカル(→p.34)は、「考えること」に人間の本質を見いだした。また、古代中国の孔子(→p.19)も、学ぶことの大切さとともに考えることの大切さを説いた。ここからわかるのは、私たちが得た知識や情報を自分のものにしていくためには考えることが必要であるということだ。

では、考えるためには、どのようにすればよいのだろうか。古代ギリシャのソクラテス(→p.18)は、街角で対話を繰り返し、知を共同で探求しようとした。このように、他の人との対話によって、考えることをより深めることができる。

ここで取り上げる「哲学対話」は、ものごとを主体的に考えていくためのトレーニングである。なお、下に示したのは、哲学対話の進め方の例である。



## ●「哲学対話」を実践してみよう

**「問い」を決めよう** まず、話し合うための「問い」を決めよう。哲学的なものや日常の疑問など、どんなものでもよい。スマートフォンの検索ですぐに調べられないものや、当たり前だと思われているが本当は誰もよくわかっていないものなどを「問い」にするとよい。たとえば、次のような例が考えられる。

### 【「問い」の例】

#### 学校に関する問い

- なぜ、勉強しなくてはならないのか？
- 学校を卒業したら、もう学ばなくてもよいのか？
- なぜ、「文化祭」や「体育祭」は、「発表会」や「記録会」ではなく、「祭」というのか？
- なぜ、学校では生徒が掃除をするのか？

#### 自己と自然の関係を考える問い

- 人間の命とほかの生物の命に差を設けることは許されるのだろうか？
- 絶滅した生物を科学技術で復活させることは認められるのだろうか？
- 現代社会を生きる私たちが、生命の起源や進化に関心をもつことにはどのような意味があるか？

#### 自己を深める問い

- 幸福とはどのような状態か？
- 幸せを感じるのはどのようなときか？
- 人と幸福を分かちあうことができるだろうか？

#### 自己と他者の関係を考える問い

- 友情とは何か？ 友だちとはどのような関係のことをいうのか？
- 遠く離れた場所で暮らす人や未来の人たちを友だちとして認識できるだろうか？

## 哲学対話の進め方(例)

### ★哲学対話のルール

1. 何を言ってもいい。
2. 人の言うことに対して否定的な態度を取らない。
3. 発言せず、ただ聞いているだけでもいい。
4. お互いに問いかけるようにする。
5. 知識ではなく、自分の経験に即して話す。
6. 話がまとまらなくてもいい。
7. 意見が変わってもいい。
8. わからなくなってもいい。

(梶谷真司「考えるとはどういうことか」による)

### ①「問い」を決める

哲学的な「問い」でも日常の疑問でもOK!



### ②対話をする

進行役を決め、順番に発言や質問をしよう。



最後に振り返りの時間を設けよう。

### 基本的な問い方

- ことばの意味を明確にする：○○とは何か？
  - 理由・根拠・目的を考える：なぜ○○なのか？
  - 具体的に考える：具体的にどのようなことか？
  - 反対の事例を考える：別の可能性はないか？
  - 関係を問う：○○と△△はどのように関係しているか？
  - 違いを問う：○○と△△はどのように違うのか？
  - 要約する：要するにどういうことか？
  - 懐疑：本当にそうだろうか？
- (梶谷真司「考えるとはどういうことか」による)

## 思考力を養える「THINKING TIME」

を21テーマ載せています。

### ●「問い」を書いてみよう

.....

.....

.....

### 対話をしよう

「問い」が決まったら、八つの「哲学対話のルール」をもとに対話を進めよう。「問い」について、自分のことばで理由や根拠を示しながら発言しよう。ここで重要なのは、単なる意見交換に終わらせず、みんなで自由に質問や反論を出し合って考えを深めていくことだ。もし、対話が途切れてしまったら、「基本的な問い方」を参照しよう。

### 対話をしてみても気づいたこと

制限時間が来たら、無理に結論を出したりまとめたりせずに対話を終わらせよう。対話によって得た「気づき」を大切に、さらに考えを深めていこう。考えることは、自分自身と対話することにほかならない。みんなで対話を振り返ったあと、気づいたことを書き出してみよう。

### ●「哲学対話」で気づいたことを書いてみよう

.....

.....

.....

## ●「哲学対話」を活用してみよう

「哲学対話」では、さまざまな問いについて、意見や疑問を出し合い共有することで考えを深めていく。この教科書のTHINKING TIMEでも活用してみよう。

## THINKING TIME

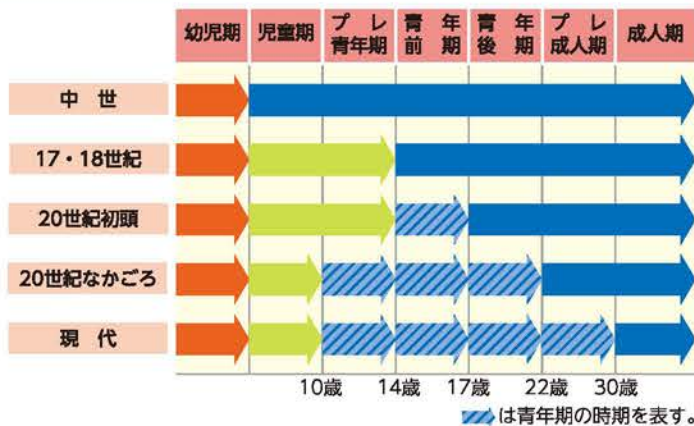
- 1 p.16 人間にしかできないことは？
- 2 p.22 宗教って何だろう？
- 3 p.28 現代社会で求められる倫理観
- 4 p.51 地球温暖化防止の負担はどの国に？
- 5 p.55 限られた医療資源をどうするか
- 6 p.58 インターネットの功罪を考えよう
- 7 p.74 民主政治における決め方とは？
- 8 p.89 アファーマティブ・アクション
- 9 p.99 法の意義と役割
- 10 p.104 司法参加の意義
- 11 p.116 高校生はどこまで政治にかかわれるか
- 12 p.128 市場機構に任せておいてもよいのか
- 13 p.144 金融にはどのような役割があるのか
- 14 p.154 将来について考えよう
- 15 p.160 契約について考えよう
- 16 p.168 誰もが輝ける社会を目指して
- 17 p.174 持続可能な社会保障のためには
- 18 p.188 領土問題とナショナリズム
- 19 p.196 軍縮と「囚人のジレンマ」
- 20 p.204 倫理的消費を通じた日本の国際貢献
- 21 p.220 日本企業とSDGs 生産者の責務

1 青年期の意義と課題

各節冒頭に二次元コードを配置。豊富なコンテンツを用意しています。



▲図1 成人式 成人式は通過儀礼の一つである。



▲図2 青年期の延長とその区分の例(笠原嘉ほか「青年の精神病理」による)

青年期は大人になるうえでどのような意味をもっているのだろうか。

① 生まれたときに現れる生殖器などの身体上の性差である第一次性徴に対して、性ホルモンの分泌で現れる性差のこと。とくに第二次性徴が見られる12~13歳から20歳ごろまでを思春期とよぶ。

文献・資料  
第二の誕生  
(ルソー『エミール』)  
われわれはいわば二度生まれる。一度は生存するため、二度めは生きるために。一度は人類の一員として、二度めは性をもった人間として。……

② 七五三や成人式、結婚式、還暦など、年月の経過とともに、共同体のなかでの立場や役割が変化するときに行われる儀式・儀礼のことである。

③ 文化の異なる複数の集団に属しながらそれぞれの周辺部分に存在し、そのいずれにも属しきれない人のこと。青年はその一つとされる。

青年期の特徴

青年期は、自分の心や体の変化と向き合う時期である。青年期にさしかかる10歳前後から、急に身長が伸びたり、体重が増えたりする。また、生まれたときの性の違いに加えて、第二次性徴といわれる性的な特徴が現れる。そして、自分の性格や能力といった内面に意識が向かい、他人とは異なる自分らしさを求めだす。これは自我のめざめともよばれる。

大人になることの意味

青年期は、大人になるための準備期間でもある。日本の伝統社会では、15歳前後で通過儀礼(イニシエーション)を行い、大人の仲間入りの準備に入った。若者たちは、この準備期間に共同体での生活に必要な知恵や技能を学んだのである。この伝統は、現代では成人式に受け継がれている。

人が生きていくためには、その社会で行われている慣習やルールを学ぶ必要がある。この学びを社会化といい、ことばの習得や思考・行動のしかたを学習することや、社会のしくみ・ルール、高度な知識・技術を身につけていくことが求められている。現代の社会において、青年期は社会化のための重要な時期として位置づけられているのである。

子どもと大人の境界

青年は大人社会の経験が少なく、精神的にもまだ強い自我が育っていないため、身体的には大人でも精神的には子どもの要素を残している。心理学者のレヴィンは、こうした青年のことを境界人(周辺人、マージナル・マン)とよんだ。



アイデンティティは、青年期までに獲得する基本的信頼(まわりの世界を信じ、自分の価値を信じる力)、自律性、主体性、勤勉性などの力を基盤として成り立っている。さらに青年期以後に獲得する力、つまり、親密性(人々と密接にかかわりながら、自分を失わないでいる力)、ジェネラリティ(創造性、生産性を発揮し、次世代を育てる力)、自己統合(人生を自分なりにまとめる力)の基盤となる。

▲図3 エリクソンの発達段階と発達課題

本文に関連する図版・写真を上部に配置しています。

13歳	親の許可があれば修学時間外に軽い労働をすることができる(労働基準法第56条)
14歳	罪を犯すと刑事上の責任を問われる(刑法第41条)
15歳	就職できる(15歳になった日以降の最初の4月1日から)(労働基準法第56条)
16歳	バイクの運転免許を取得できる(道路交通法第88条)
18歳	成人となり一人前の権利および義務を有するようになる(民法第4条) ・結婚できる(民法第731条) ・選挙権が認められる(公職選挙法第9条) ・自動車の運転免許を取得できる(道路交通法第88条) ・パチンコができる(風営法第18条)
20歳	中型の運転免許を取得できる(道路交通法第88条) ・飲酒・喫煙ができる(20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律、20歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律)
25歳	衆議院議員・都道府県議会議員・市町村議会議員・市町村長の選挙に立候補できる(公職選挙法第10条)
30歳	参議院議員・都道府県知事選挙に立候補できる(公職選挙法第10条)

▲図4 年齢による法律上の制限

親からの精神的自立

自我のめざめにより、青年は親からの自立を目指すようになる。これを心理的離乳という。

④ 乳児の身体的な離乳に対して、精神的に親から離れていくこと。心理学者ホリングワース(1886~1939)のことば。

また、青年の大人に対する反発や反抗が見られる時期を第二反抗期とよぶ。

第一反抗期では幼児が行動の制約に反発したのに対し、第二反抗期では、青年が親から精神的に自立し、自分なりの価値観や人生観を形成しようと反抗する。

ライフサイクルと自己実現

人間の一生をいくつかの段階に区分したものを発達段階という。そして、それぞれの段階で向き合うべき課題を発達課題とよぶ。

アメリカの心理学者エリクソンは、発達段階を八つに区分して、それらをライフサイクル(人生の周期)とよんだ。

人間はライフサイクルのなかで発達課題を達成しつつ、自分と異なる世代と交流しながら、生涯をかけて自己実現をはかっていくのである。

point

- 青年期には、身体的・生理的な変化とともに意識が自分の内面に向かう。
- 現代社会では、青年期は人間の社会化のための重要な時期である。
- 青年は精神的に自立し、自分なりの価値観や人生観を形成していく。

補足

若者文化と下位文化

若者文化(ユースカルチャー)は、大人の文化に対抗する、青年独自の新しい価値観が含まれた文化である。また、伝統的な文化に対する下位文化(サブカルチャー)もさかんであり、アニメやマンガ、ゲーム、ファッション、アイドルなどが日本から海外に発信されている。

補足

ハヴィガーストの発達課題

アメリカの教育学者ハヴィガースト(1900~91)は、当時の時代状況のなかで次のようなものをあげた。

- ① 同じ世代の男女と成熟した関係を取り結ぶこと
- ② 男性または女性としての社会的役割を学ぶこと
- ③ 両親やほかの大人から情緒的に自立すること
- ④ 職業に就き、結婚し家庭をもつ準備をすること
- ⑤ 行動の指針となる価値観や倫理観を身につけること

CHECK

- 青年期の特徴を表すことばを答えなさい。
- 青年期の発達課題を答えなさい。

## CLOSE-UP ①

# 考え方のレッスン [功利主義と義務論]

日常的な選択から自分の生き方にかかわることまで、どのように行動するべきかを選択、決定しなければならない場面は多い。考え方の手がかりを知り、選択のヒントにしてみよう。

### 思考実験 無人島での約束

あなたと友人が遭難して無人島にたどり着いた。友人があなたに自分の全財産を競馬クラブに寄付してほしいと言い残して死んだ。あなたはそうすると約束した。さいわい、その後まもなくしてあなたは救助された。あなたは友人との約束を果たそうと思ったが、よくよく考えると、競馬クラブよりも病院に寄付した方がより多くの善を生み出せるように思われる。あなたと友人の約束についてはほかに誰も知らない。

(児玉聡『功利主義入門』による)



本文で学んだ知識を踏まえて思考実験が行えます。

### 最大多数の最大幸福

ベンサムの説く**功利主義**では、行為の善悪がその行為のもたらした結果によって判断される(帰結主義)。「親しい人だから」「地位の高い人だから」といった各人の属性によって区別せずに、すべての人を等しく一人と数えたとうえで、できるだけ多くの人ができる限り大きな幸せを得るような結果をもたらす行為を、「正(正しい)」として評価する(最大多数の最大幸福。→p.35)。ただし、この「できるだけ多くの人」とは、必ずしも「すべての人」をさすわけではないので、一部の人には不本意な結果となる可能性がたねにある。

### 他者危害の原則

ミルは、幸福を増大させる行為を正としつつも、何が幸福であるかは一つに規定できないとして、各人の幸福追求の自由を認めた。政府がこのことを尊重しなければならないのは当然だが、近代市民社会では市民どうしであっても市民の多数派が少数派を抑圧することにもなりかねない。

そこでミルは、他人に危害を加えなければどのような行為も幸福追求の自由として認められるべきだとする**他者危害の原則**を提唱した。

### 義務論

功利主義は行為の結果を問題にする。これに対して、結果にかかわらず行為そのものに価値があり、それに従うことを義務ととらえる考え方を**義務論**といい、カントの道徳哲学がその代表である。

カントは、行為の原則がいつでもどこでも通用する規則として認められるようにせよと説く。そうした行為は**普遍性**をもつ道徳法則であり、自分自身に対する無条件の命令の形式で表される。これに従うことがカントのいう**義務**である。

さらにカントは、「義務にかなった行為」と「義務に基づく行為」を区別する。結果として義務にかなった行為であっても、義務に基づく行為でなければ道徳性は認められないという。

また、カントは理性的存在である自分と他者を人格として尊重し、決して手段としてのみ扱ってはならないと説く。どれだけ崇高な目的を達成するためであっても、他者をだましたり意に反した行為をさせたりすることを強く戒めている。

人間は動物のように本能のままに生きることが出来るが、理性的存在でありたいならば、理性に従って生きなければならない。ゆえに、理性がみちびき出す道徳法則に敬意を払い、それにみづから従うことが人間の義務であるとカントは説いた。

## 功利主義のレッスン

一つの話について深く掘り下げて学ぶことができます。

先生：「無人島での約束」を読んで、あなたはどのような行動をとるのが善なのか、ベンサムの説く最大多数の最大幸福を手がかりにして考えてみましょう。

生徒：競馬クラブに寄付すると、経営者や会員の人の快樂が増えます。一方で病院に寄付すると、病気がけがで苦しい思いをしている多くの人が救われます。趣味の充実よりも命が助かる幸福の方が大きいのではないですか。だから病院への寄付の方がよいと思います。でも、社会に有益だからといって、友人との最後の約束を破るという結論はスッキリしません。

先生：ミルの他者危害の原則を手がかりにするとどうですか？

生徒：競馬クラブへの寄付は、誰かに危害を加えるわけではないので、認められるべきということになります。

先生：友人の幸福追求権をどう考えるかは解釈が分かれるけれど、**遺言の尊重**はこの考え方で擁護されますね。同じ功利主義でも意見が分かれるんですね。



具体的なテーマで功利主義と義務論について考えます。

## 義務論のレッスン

先生：「無人島での約束」について、義務論の立場からはどのように考えられるでしょうか？

生徒：病院に寄付すれば友人との約束を破ることになり、「約束を破ってよい」ということが規則になってしまったら約束が成り立たなくなってしまいます。ですから、「約束を守れ」という無条件の命令に従うことが善なのではないでしょうか。

先生：なるほど。義務論の立場では、結果ではなく行為の動機を問題にしていますからね。では、少し意地悪な条件を追加してみましょう。たとえば、この財産が盗んだお金、または不適切な手段で形成されたものだとかかったとしましょう。それでも「約束を守れ」という命令に従った方がよいでしょうか？

生徒：そうすると、約束を守ることが「義務だから従う」という消極的な行為であるように感じてしまいます。

先生：単に義務を果たしていることが道徳的だといえるかどうかは、義務論に対する問題提起の一つです。

生徒：私よりも知識や経験が豊富な先生ならどうしますか？

先生：私がどうするかについて尋ねたけど、私がそうであるかは別として、「徳のある立派な人ならどうするか」を判断の基準にする**徳倫理学**という立場もあります。

生徒：さまざまな思想を学ぶことで、考え方の幅が広がりそうです。

先生：今後、選挙権を得て投票することになったら、自分の生活への影響や社会全体の利益など、さまざまな要素を考える必要が出てきます。考え方の手がかりを知っておくことで意義のある選択ができるといいですね。



## Study 考えてみよう

実際にあなたならどうすべきだと思うか、功利主義、義務論の観点から考えてみよう。



### 3 現代の思想



▲図1 アウシュビッツ収容所跡 (ポーランド)



▲図2 映画「モダン・タイムス」チャップリンは、物質文明やナチズムを批判した。

現代になって、なぜ理性は批判されるようになったのか。



▲図3 ウェーバー

現代思想についての概要をおさえられるので、倫理の学習へとつなげることができます。

①ドイツのフランクフルト大学の社会研究所を中心に活躍した思想家集団。近代の合理主義や管理社会の問題を批判的に検討した。

#### 近代社会の特徴

18世紀後半からの産業革命によって生産力が飛躍的に向上し、人々の生活は大きく変化した。

ドイツの社会学者 **ウェーバー** は、私情を交えず、定められた規則によって効率的に運営される官僚制に、近代社会の特徴を見いだした。

#### 主体的真理の探求と新たな価値の創造

近代社会における個性の喪失をいち早く見抜いていたのが、19世紀デンマークの思想家 **キルケゴール** である。彼は、一回限りの人生を生きる自己のあり方を実存とよび、何にでもあてはまる一般的な真理ではなく、この「私」としての主体的真理を探求し続け、のちの実存主義に大きな影響を与えた。

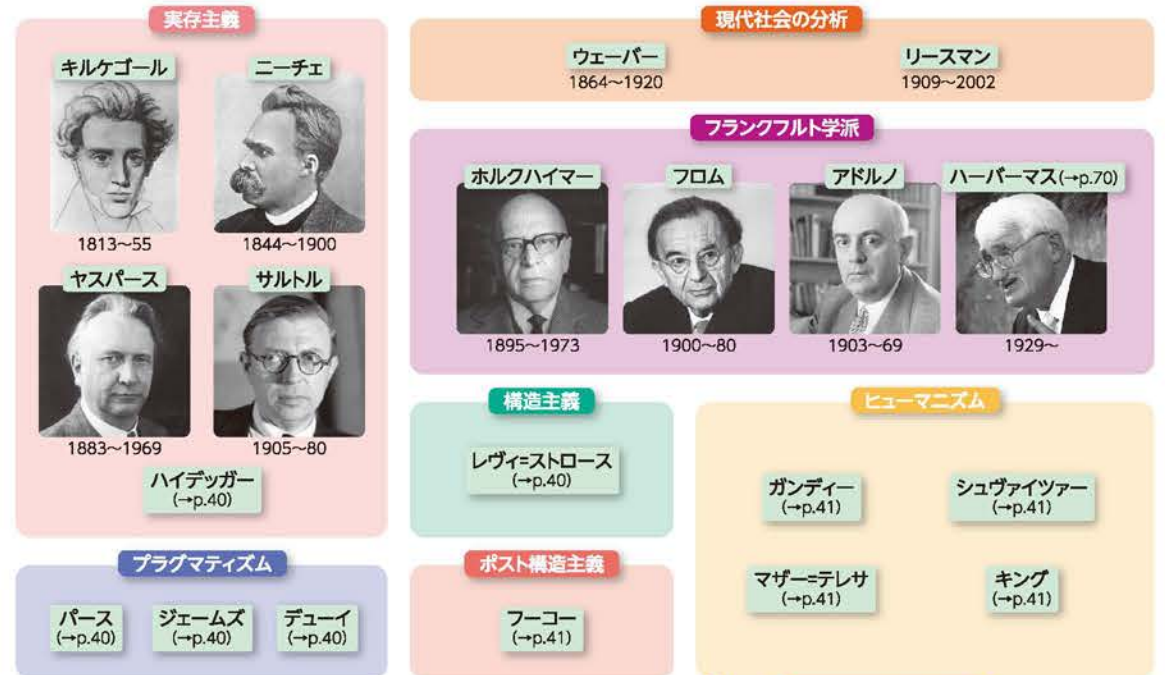
ドイツの哲学者 **ニーチェ** によれば、近代の人間は、画一化されて個性を失い、すべてを無価値とみなす **ニヒリズム** に陥ってしまった。彼は、その原因として、神の前の平等を説くキリスト教の道徳を激しく批判した。そして、ニヒリズムを克服するために、この世界を肯定しつつ、みずからの意志で新たな価値を創造する **超人** を目指すべきだと説いた。

#### 理性中心主義への懐疑

20世紀には、近代の理性中心主義の行きすぎを批判するさまざまな現代思想が登場した。

ドイツの **フランクフルト学派** の中心人物であった **ホルクハイマー** と **アドルノ** は、社会を発展させるはずの理性が、実際には自然を支配し人間を管理するための道具になってしまったと考え、そうした **道具的理性** を、理性が本来もっている批判的機能によって克服する道を探った。

同じくフランクフルト学派の **フロム** は、著書『自由からの逃走』で、個人は近代社会で自由を得たが、孤独と無力感から自由を負担に感じ、



▲図4 現代思想の流れ

権威主義的パーソナリティを形成するようになると指摘した。図版でわかりやすく示しています。

アメリカの社会学者 **リースマン** は、社会の変化にともなう人間の性格類型を分析した。彼は、現代人の性格類型が身近な仲間やメディアの情報に同調しようとする **他人指向型** になっていると指摘した。

#### 実存主義の潮流

キルケゴールやニーチェの問題提起を受けて、人間の生き方を問い直したのが **実存主義** である。

フランスの哲学者 **サルトル** は、「**実存は本質に先立つ**」ということばで、人間には普遍的な本質などなく、いまここに実存する「私」が、自分は何者なのかをみずから自由に決定していくという人間のあり方を表現した。それゆえ、人間はすべてを自分で選び取らねばならないという過酷な課題を負っている(「自由の刑」)。そして、個人の選択が社会に影響を及ぼしてしまう以上、その責任を引き受け、主体的に社会参加(アンガージュマン)すべきであると説いた。

#### point

- キルケゴールは主体的真理を探求し、ニーチェは新たな価値の創造を説いた。
- フランクフルト学派の哲学者たちは、道具的理性を批判した。
- 実存主義は、普遍的な人間像でなく、現実に生きる個人に注目した。

#### 現代思想の流れを

図版でわかりやすく示しています。

②国家社会主義ドイツ労働者党(ナチス)の思想原理。極端に全体主義的な独裁体制であるファシズムの一つである。

④著書「孤独な群衆」で、過去から引き継いだ慣習を守る伝統指向型、親などの大人によって刷り込まれたモラルを守る内部指向型に代わって、現代の人々には他人指向型が増えていると指摘した。

⑤いまここに生きている主体としての人間(実存)のあり方を問いかける思想。

#### CHECK

●リースマンが指摘した、現代人に特有の性格とその内容を説明しなさい。

# THINKING TIME 4

## 地球温暖化防止の負担はどの国に?



▲図1 モルディブ 地球温暖化による水没の危険性がある

近ごろの夏は暑すぎる! 以前よりも猛暑日が増えたって聞きました。



データ上でも確実に暑くなっているといえ、地球温暖化の影響も考えられます。CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出規制が問題になっていますが、規制の強化は自由な経済活動を阻害することにもなります。どの国がどれだけの負担をするべきでしょうか?

自由な経済活動といっても、ほかの人々の生活を脅かすようになったらだめですよ。地球は一つしかないのだから、全世界で明確な基準を共有して取り組まないと。



A いや、産業革命以降に大量のCO<sub>2</sub>を排出しながら経済発展してきた先進国がより多く負担するべきだと思う。新興国や発展途上国が豊かになる道を阻むのはよくないよ。



異なる立場で議論できるテーマを多く用意しています。

B でも、人が住めないような環境になってしまったら、豊かさも何もないはず。人類の叡智を注ぎこんで、解決方法や新しい技術を生み出さなければいけないと思う。



抜けがけする国が出てきたら? それに、どういった影響が出るかわからないのに、未来のために今の暮らしを犠牲にするのは正しいのかな?



未来世代の問題だけでなく、現に海面上昇で危機に立たされている国もある。CO<sub>2</sub>の排出規制をできる国が可能な取り組みをしていかないと結果に結びつかない。

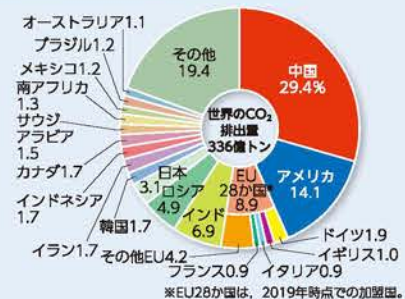


国際社会において、国家の行為を規制するのは、今のところ国家どうしの取り決めが中心です。そのことも問題解決を難しくしていますね。



### 資料 CO<sub>2</sub>の国別排出量とパリ協定の中期目標

中国の排出量が飛び抜けて多く、アメリカ、EU、インドが続く。排出量の多くを占めていても中国やインドのように、発展途上国とみなされている国も多い。



▲図2 世界のエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の国別内訳 (2019年。環境省資料による)

国名	温室効果ガス排出量の削減目標
日本	2030年までに、2013年比で-26%
アメリカ	2025年までに、2005年比で-26~28%
EU	2030年までに、1990年比で-40%
中国	2030年までに、2005年比でGDPあたりの二酸化炭素排出量を60~65%削減

▲図3 パリ協定の中期目標 (資源エネルギー庁資料による。各国で指標などが異なる)

### Discuss 話し合ってみよう

1. 下線部について、CO<sub>2</sub>排出量の削減に積極的な国と消極的な国に分かれる要因を話し合ってみよう。
2. 会話文 A B について、どちらの考えを優先するべきか、話し合ってみよう。

# THINKING TIME 5

## 限られた医療資源をどうするか



▲図1 新型コロナウイルスのワクチンと注射器

新型コロナウイルスやインフルエンザの感染予防にはワクチンが重要であることを知りました。ところで、ワクチンの備えてどうなっているんですか?



型が変異したり、罹患した人があまりにも多かったりすると、どの国でもワクチンに不足が生じて問題になります。流行病以外についても、医療資源(専門医、施設、薬、医療技術)には限りがあります。医療資源が不足する場合は、どのような人から治療にあたるのがよいでしょうか?

病状が重くて危険な人をまず治療したいけど、治療によって助かる可能性が高い人を先にするべきかもしれません。



### 基準1 業績を上げた人から治療

価値のある業績を上げた人から治療する。

問題点 人間の価値を社会的有用性に置いてしまってもよいのか? 人間の有用性を客観的に判断できるのか?

### 基準2 効果が明らかな人から治療

治療の効果がより明らかな人から治療する。

問題点 「治療の効果」が薄いと思われる人には対応しなくてよいのか?

医療関係者や国は全員の生命を守るために最善を尽くすべきだよ。そういう考え方はおかしいと思う。



本文で学習した内容を現代の問題に置き換えて考えます。

A でも、資源には限りがあるから、社会全体のリスクを最小にするような努力をすべきじゃないかな。



だったら、みんなが納得できるようなルールや基準をつくるべきだよ。



どんな基準を、誰がどのように決めればよいと思いますか?

みんなが納得できる基準なんてあるのかな。早い者勝ちになったら困りますよね。



でも、基準をはっきりさせないと、力のある人だけが治療を受けられることになるかもしれないよ。



### 基準3 市場の判断に委ねる

市場の資源配分の機能を重視し、より高額な医療費を支払うことのできる人から治療する。

問題点 高所得者が有利でよいのか? 医療費の高額化を招くのではないのか?

### 基準4 偶然性に委ねる

公平な条件のもとでのくじ引きなど、作為的な基準のない方法で決定する。

問題点 公平性は保たれるのか? 優先順位をつけることのメリットを考えなくてもよいのか?

ここでは極端な例をあげましたが、さまざまな視点から議論してみましょう。



### Discuss 話し合ってみよう

1. 下線部について、義務論(→p.36)の立場ではどのような基準が考えられるか、話し合ってみよう。
2. 会話文 A について、別の意見がないか、話し合ってみよう。

情報を適切かつ効果的に調べま  
とめる方法を紹介しています。

### SKILL-UP

## 新聞を読んでもみよう

現代社会にはさまざまな情報があふれており、正確な情報を選ぶことにも注意が必要になってきている。まずは、新聞を読むことから情報収集の方法を身につけよう。

### 人は情報によって生きている

現代社会において、情報は欠かせないものである。スマートフォンなどの普及により、さまざまな情報にアクセスしたり、世界中の人々とやり取りしたりすることが簡単にできるようになった。

しかし近年では、**フェイクニュース**とよばれる人々を惑わす情報も多数見られるようになってきた。そのため、フェイクニュースではないかを確認する**ファクトチェック**の重要性が増している。

まずは、ていねいに時間をかけて紙の新聞記事を読むことから始めたい。新聞を読むのに慣れてくれば、社会の動きが理解できるようになる。

最終的には、複数の新聞やテレビ、インターネットなどのメディア間で比較を行い、情報を主体的に選び取りながら、批判的に読解し判断する**メディア・リテラシー**の能力を身につけよう。

### 初級編 新聞を切り抜いてみよう

新聞の記事は、インターネットの記事に比べて一覧性があるので、紙面を読めばさまざまな情報を広く見渡すことができる。

まずは、あるテーマについての記事(スポーツ選手の活躍を取り上げたものなど)を切り抜いて、スクラップブックやノートに集めて感想を書いてみよう。さまざまな記事を集めて継続的に感想を書くことで、学習する力を身につけることができる。また、集めた記事には自分の夢や目標を実現するためのメモを記すとよい。

### 中級編 自分の考えを表現しよう

次に表現力を伸ばすために、アウトプットの量と質を上げる取り組みをしよう。まず、ある新聞記事を選んで、スクラップ帳に、①理由「なぜ私はこの記事を選んだのか?」、②感想「どう考えたのか? どう思ったのか?」、③意見「新聞記事に対する私の考え(賛成・反対、その理由)」を書いてみよう。この一連の作業によって、自分の感想や意見の質を高めていこう。

また、新聞記事には多くの識者のコメントが紹介されている。あるテーマに対して、複数の意見や考え方があることを知り、そこから自分の納得できる答えをみちびき出してみよう。

### 上級編 複数のメディアから情報を得よう

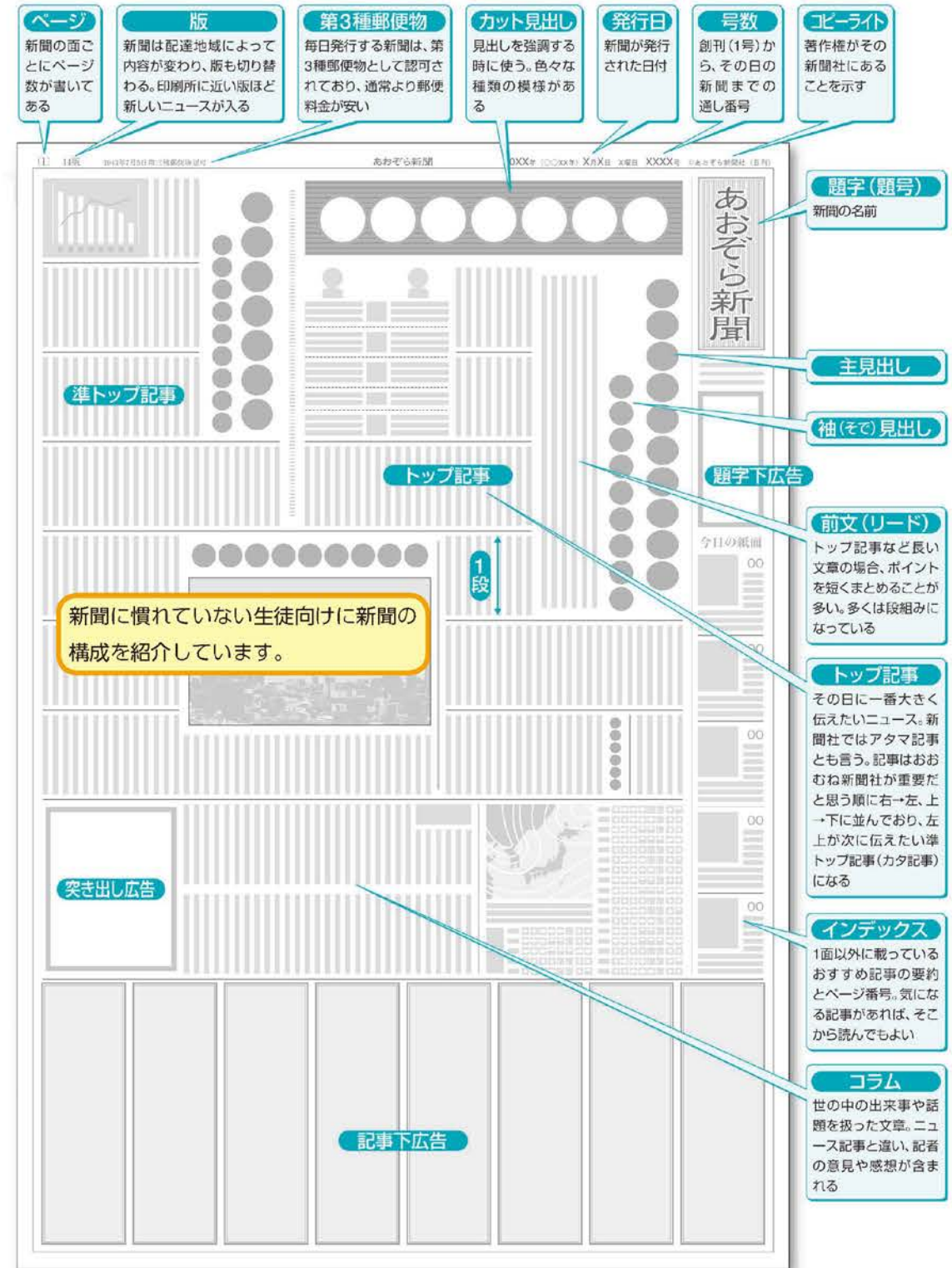
最後に、新聞記事を批判的に読むことによって、メディア・リテラシーの能力を身につけ、「フェイクニュース」に惑わされないようになる。

たとえば、同じテーマに関する複数の新聞記事を読み比べることで、考える力や多様な意見を受け入れる姿勢を身につけることができる。

また、それぞれのメディアの特徴を理解することも重要だ。インターネット上のメディアでは、誰もが情報を発信でき、多種多様な情報を得ることができるが、真偽が不確かな情報もある。

一方、新聞はインターネット上のメディアに比べて速報性に欠けるが、あるテーマについて、より詳しく、ある程度深掘りすることが得意だ。

こうしたメディアの特徴を意識しつつ、さまざまな種類の情報を得る能力を身につけたい。



▲図1 新聞紙面のしくみ(日本新聞協会『これならできる!新聞活用—NIE入門ガイド』による)

## 2 権力分立と法の支配

名称	内容	名称	内容
マグナ・カルタ (1215年)	イングランドの封建貴族たちが特権を守るため、議会の課税承認権などを国王に認めさせたものである。	アメリカ独立宣言 (1776年)	イギリスからの独立宣言で、バージニア権利章典に示された民主主義の精神が継承されている。ジェファソン(1743~1826)やフランクリン(1706~90)などによって起草され、ロックの考え方の影響を受けている。
権利請願 (1628年)	議会の同意のない課税の禁止や人身の自由を国王に認めさせたものである。	フランス人権宣言 (1789年)	「人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する。社会的差別は、共同の利益の上のみ設けることができる」(第1条)と定めている。
権利章典 (1689年)	イギリスで伝統的に認められている国民の権利や自由などを国王に認めさせて議会で制定したものである。	ワイマール憲法 (ヴァイマル憲法) (1919年)	1919年に制定され、「人間たるに値する生活」を基本原則とし、世界で初めて社会権を確立した憲法である。労働者の団結権や社会保険制度の設立などを明文化し、当時世界でもっとも民主的な憲法といわれた。
バージニア権利章典 (1776年)	バージニア州憲法ともよばれる。権利請願や権利章典の影響を受けながらも、自然法思想を成文化したもので、人権宣言のさきがけとなるものである。今日の自由権がほぼ網羅され、国民主権や権力分立など近代憲法の基本原則も規定されているほか、抵抗権・革命権などを明記し、ロックの影響を強く受けている。		

▲図1 人権に関する主な宣言

民主政治の基本原則には、基本的な人権の保障以外に何かあるのだろうか。

**補足**  
ロックの権力分立  
ロックは、国家の権力を立法権と執行権・外交権に分け、立法権の優越を主張した。

① 立法権は、法を制定する国家権力作用。司法権は、法を適用して具体的な争いを解決する国家権力作用。行政権は、国の権力作用から、立法権と司法権を除いたもの。

② 議員は自分の選挙区や出身身分の代理人ではなく、「国民全体の代表者」とする近代議会での考え方。

③ それぞれの主張の価値が対等で優劣をつけられないときに、数的な多数により、議論に決着をつけようとする手法である。

中学校公民で学習した最重要用語に赤下線を引いています。

### 国民主権と権力分立

#### 【民主政治の基本原則②】国民主権

国民主権とは、国の政治のあり方を最終的に決める力を国民全体がもつことである。アメリカ大統領リンカーンは、  
A.Lincoln 1809~1865  
「人民の、人民による、人民のための政治」でこの原理を示した。  
Government of the people, by the people, for the people

#### 【民主政治の基本原則③】権力分立

権力分立とは、国民の権利や自由をこの機関に分散させて濫用を防ぐしくみの提唱を受け、モンテスキューは名著『法の精神』で、政府の権力を立法・司法・執行(行政)の三権に分けること(三権分立)と、それぞれが相互にコントロールしあう抑制と均衡の必要性を主張した。  
checks and balances

国民主権や権力分立の考えは、多くの国の憲法で採用されている。

### 間接民主制と多数決原理

国民が統治のすべてについて直接決める直接民主制を実行することは、国家規模が巨大になると難しい。現代では、国民が自分たちの代表を選び、その代表が議会で

政策を審議し決定する間接民主制(代表民主制、代議制民主主義、議会制民主主義)がとられている。議会では、国民の代表が十分な審議を行って合意を目指す。意見がまとまらないときは、多数決の原理に基づき結論を出す。しかし、多数の意見が必ずしも正しいとは限らないので、決定にいたる過程で少数意見の尊重が求められる。

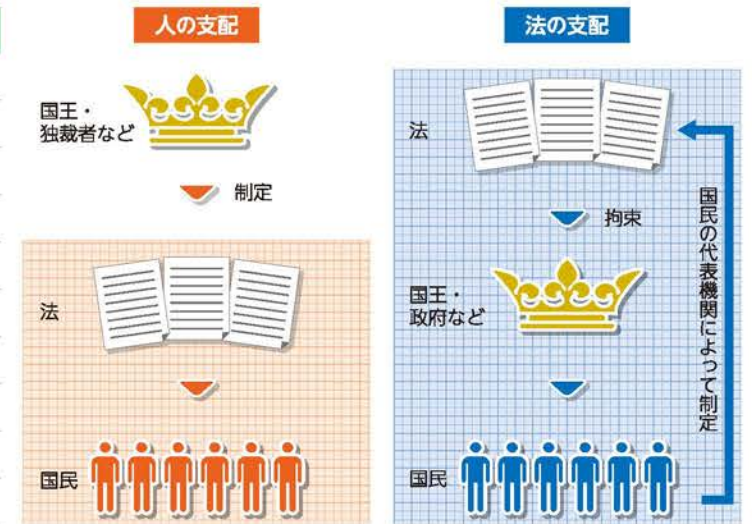
### 参政権と選挙制度

初期の民主政治では、財産をもち教養があるとされる男性のみに選挙権・被選挙権を与える制限選挙制がとられた。しかし、産業革命以降のイギリスでのチャーチ

本文に関連する図版を上部に配置しています。

国名	男性	女性
ニュージーランド	1879	1893
ドイツ	1871	1919
アメリカ	1870	1920
イギリス	1918	1928
ソ連	1936	1936
フランス	1848	1944
日本	1925	1945
インド	1949	1949
中国	1953	1953
スイス	1848	1971

▲図2 普通選挙権が認められた年



▲図3 人の支配と法の支配

スト運動のように、民衆が政治に参加する権利(参政権)を求める動きが起こった。その後、参政権も基本的人権と考えられるようになり、女性の選挙権獲得運動も高まって、成年者すべてに選挙権・被選挙権を与える普通選挙制が樹立した。こうして間接民主制は発展し、選挙の原則も確立されていった。



▲図4 チャーティスト運動

現代の国民は、どのような形で政治参加をしているのだろうか。

④ フランス国王ルイ14世の「朕は国家なり」ということは、国王などの特定の個人が思いのままに政治を行うことをいう。

⑤ 一般的に、判例の報告を積み重ねた法体系のこと。これに対して、議会の制定する法を制定法という。11~12世紀ごろのイギリスで行われていた慣習法による裁判が発達し、コモン・ローとなった。この伝統のもと、17世紀ごろに法の支配の原則が確立した。

### 法の支配

民主政治を支える原理として、国の政治は法に基づき、法に従って行われるべきだとする法の支配の原則がある。これは、専制君主などによる恣意的な人の支配に対する考え方である。17世紀前半にイギリスの裁判官コークは、13世紀の法学者ブラクトンの「国王とい

えども神と法の下にある」ということばを引用して、王権に対するコモン・ローの優位を主張した。法の支配の考え方は、国民の権利と自由を守るための原理として確立され、その後アメリカでは違憲審査権として発展した。

Bracton 1216~68  
common law

#### 補足

##### 法の支配と法治主義

第二次世界大戦前のドイツで発達した法治主義では、法の内容よりも、法によって統治を行うという形式の方が重視された。法律さえ定めれば国民の権利を制限できる点がナチスに利用された。

#### point

- 国民主権・権力分立の考えは、多くの国の憲法で採用されている。
- 間接民主制では多数決の原理がとられるが、少数意見の尊重も求められる。
- 国王などによる人の支配に対する考え方として、法の支配がある。

各見開きでおさえるポイントをまとめました。

学習内容や理解度を確認できます。

#### CHECK

- 国民主権の原理を象徴的に述べたリンカーンのことばを答えなさい。
- 法の支配と法治主義の違いを答えなさい。

女性が初めて参政権を獲得したのは、1893年のニュージーランドである。

# 民主政治における 決め方とは？



▲図1 EU(欧州連合)からの離脱をめぐる国民投票の開票作業

身近な話題から投票結果と民意について考えることができます。



なるほど。では、人々の意思をより反映できる方法はないか考えてみましょう。

## 方法1 決選投票

三つ以上の候補があり、1位が過半数の支持を得られなかった場合、1位と2位であらためて多数決を行う方式(フランス大統領選挙など)。

## 方法2 ボルダールール

三つの候補がある場合、各投票者は「1位に3点、2位に2点、3位に1点」と加点をを行い、もっとも多くの得点を集めた候補が勝つという方式。

ものごとの決め方には、さまざまな方法があるのです。修学旅行の行き先も、決め方によっては変わっていたかも。

じゃあ、選択肢を二つだけにして多数決で決めれば民主的だと言えるのかな？

わずかな差で片方の票数が相手を上回った場合、敗れた方を支持した人は納得いかないかもしれないよね。

## 事例2 イギリスでの国民投票(2016年)

EU(欧州連合)からの離脱をめぐる国民投票が行われ、離脱支持が約1,740万票(得票率52%)、残留支持が約1,610万票(同48%)となった。その後も、離脱派と残留派の間で、国論を二分する状態が続いていたが、2020年にイギリスはEUから離脱した。



▲図3 イギリス国民投票の結果

### 事例1 修学旅行の行き先をどうする？

三つの案が出たので、40人のクラスで多数決を取った。結果は次のようになった。

行き先	票数
北海道	16票
京都	14票
大阪	10票

▲図2 修学旅行の行き先の投票結果

京都行きだったな…。たったの2票差。北海道に行きたい人って、クラスの半分もいないのになあ。大阪を選んだ人は距離の近い京都でもよかったはずだよ。

でも、一番多くの票が入ったんだから。多数決ってそういうものじゃない？

クラスでものごとを決めるときも、国や地方の選挙でも、多数決が用いられますね。ところで、選挙で多数の票を獲得した当選者は「みんなの代表」と言えるのでしょうか？

多数の票を獲得したということは、多くの有権者に支持されているわけですから、「みんなの代表」であると思います。

ほかの候補より多くの票を得たというだけで、全員に支持されているわけではないので、「みんなの代表」とは言い切れないと思います。

意見が分かれたね。今回のように、選択肢が三つ以上ある状況で多数決を行うときの問題点は何でしょうか？

**A** 過半数に達しなくても、「多数」として選ばれる可能性があることです。



## Study 考えてみよう

74ページの事例1で、40人のクラスで三つの行き先候補に下の表のような順位づけをして投票した場合を考えてみよう。この表は、三つの行き先を好む(支持する)順位を示している。たとえば、左端の13人は「北海道、大阪、京都の順に好み、この順序で投票する」ことを意味している。

	13人	3人	11人	3人	8人	2人
1位	北海道	北海道	京都	京都	大阪	大阪
2位	大阪	京都	大阪	北海道	京都	北海道
3位	京都	大阪	北海道	大阪	北海道	京都

Q1. 決選投票がある多数決のもとでは、どの行き先が勝つだろうか。

Q2. ボルダールールのもとでは、どの行き先が勝つだろうか。

Q3. それぞれの行き先がほかの行き先と一騎打ちの多数決をしたら、どちらが勝つだろうか。「北海道対京都」「京都対大阪」「大阪対北海道」のそれぞれについて考えてみよう。

Q4. これまで実際に行われた投票で「もしあのときこの決め方を使っていたら、結果は違っていたはずだ」という事例を探してみよう。決め方で歴史が変わったような事例は見つかるだろうか。



みんなが納得できる結論を目指すことはとても大切ですね。その場合、大事なものは結論を出す方法だけでしょうか？



対等な立場で、自分の考えをきちんと理由を示して相手に伝え、互いに説得し合うことが大切だという考え方ですか？

投票して多数決で決める前に、どの選択肢がよいか意見を出し合って、よく話し合うべきだと思います。



その通り。ハーバーマスによれば、理性的な討議により、誰もが納得できる理由に基づいた合意を形成することが民主政治の本質です。これを、討議(熟議)民主主義といえます。

そうですね。民主的に、みんなが納得できる結論を目指すためには、さまざまな意見を出し合って、じっくり議論することがとても大切です。アーレント(→p.70)は、自由にことばを交わすことを「活動」とよび、公共性の基本だと述べています。



なるほど。でも、議論するって難しいです。それぞれが自分勝手な意見をぶつけ合うだけになりそうで…。



修学旅行の行き先をもっと議論したかったのに、時間切れで投票になってしまったんです。



**B** けれど、みんなが納得し合えるまで、時間をかけて話し合ってものごとを決める方が民主的ですね。



でも、議論して結論が出るとは限らないし、ズバッと決めることも大事でしょ？



ハーバーマス(→p.70)の「対話的理性」という考え方を参考にしてみてもいいでしょうか。



**十分に議論することと迅速に結論を出すこと、矛盾する二つを両立させるにはどうすべきか、話し合ってみましょう。**

本文で学習した内容を踏まえて考えることができます。

## Discuss 話し合ってみよう

1. 会話文 **A** **B** について、ほかの意見や考えはないか、話し合ってみよう。

2. 下線部①について、みんなで考えを出し合い、話し合ってみよう。

3. 下線部②について、自由に意見を出し合い、民主政治のあり方を議論してみよう。

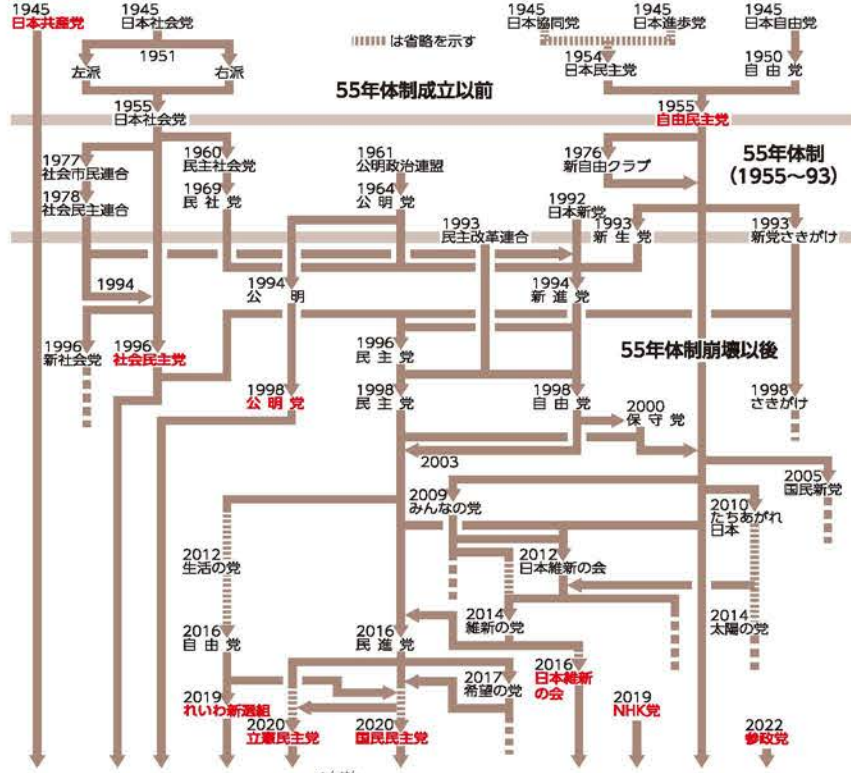
## 2 政党の役割



▲図1 自由民主党の結成 (1955年) 中央大学の講堂で開かれた新党結成大会(東京)。



▲図2 党首討論 イギリス下院のクエストン・タイムをモデルとしている。



▲図3 戦後の日本の主な政党の変遷(赤字は2022年9月現在, 国会に議席をもつ政党)

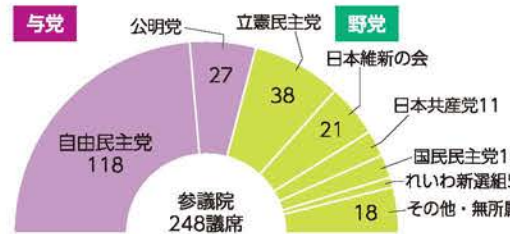
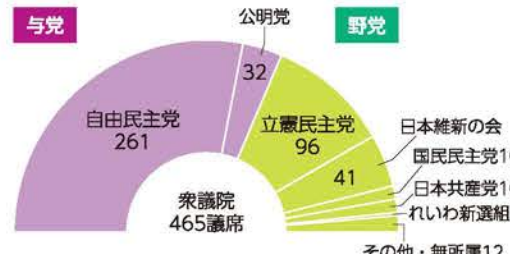
### 政党と民主政治

**政党**とは、政権獲得をめざして政治活動を行う団体である。複数の政党が、その掲げる政策の実現のため、選挙での有権者の支持をめぐって競争するという政治のあり方を、**政党政治**という。議院内閣制のもとでは、議会で多数を占めた政党(または複数の政党の連合)が**与党**として政権を支える。与党以外の政党は**野党**となり、政権を監視したり批判したりする役割を担う。

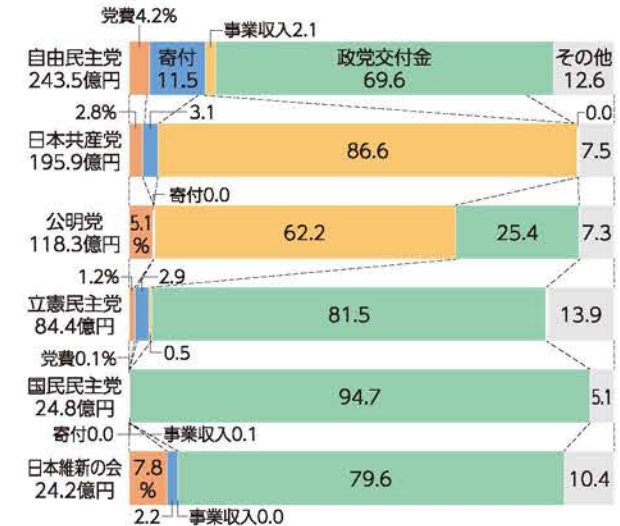
現代の多くの国家は政党政治を基本としており、各国で政治制度が異なるように、政党政治のあり方も国によって異なっている。たとえば、アメリカやイギリスは**二大政党制**、日本やフランス、ドイツは**多党制**の国である。多党制では、議会の過半数を占める政党が生まれにくいいため、しばしば連立政権となる。

### 日本の政党政治

第二次世界大戦後、政党政治が復活し、日本自由党などの保守政党と、日本社会党や日本共産党などの革新政党が活動を開始した。昭和20年代の政党の離合集散の時期を経て、分裂していた社会党が1955年に統一した。同年、保守政



▲図4 衆議院と参議院の議席数(2022年9月現在)



▲図5 主な政党の政治資金の内訳(2021年。総務省資料による)

党の側も、日本民主党と自由党が合同し、自由民主党(自民党)を結成した(保守合同)。二大政党制の時代を迎えるかと思われたが、社会党の議席は自民党の半分程度にとどまった。その後、多党化の時代を迎えたが、自民党の一党優位体制が長く続いた。この状態を**55年体制**とよぶ。

しかし、1993年の総選挙で自民党は過半数を獲得できず、非自民8党派による連立政権が誕生した。ここに38年間の自民党一党優位体制は終わり、55年体制は崩壊した。その後は、与党の組み合わせが変化しながらも、一時期を除いて自民党を中心とした連立政権が続いている。その間、「政界再編」という名のもとで政党の離合集散がたび重なり、国民の政治への不信感が強まっており、**無党派層**も多く見られる。

**政党と政治資金** 日本には、政治資金を党費だけでは賄えず、企業や団体からの政治献金にたよる政党も多い。ただし、**政治資金規正法**で、政治家個人が企業や団体から献金を受け取ることは禁止されている。他方で、1994年に制定された**政党助成法**に基づき、所属する国会議員が5人以上または直近の国政選挙での得票率が2%以上の政党に対し、**政党交付金**が支給されている。

**point**

- 政党政治のあり方は、二大政党制と多党制では異なる。
- 近年、日本でも政権交代が起こったが、その後は自民党優位の政治が続いている。
- 政治献金は規制され、ほとんどの政党は政治資金の多くを政党交付金に依存している。

本文に関連する図版・写真を上部に配置しています。

日本の政党は、近年なぜ離合集散を繰り返し、政党名も変えるのだろうか。

2009年の総選挙では民主党が勝利し、政権交代を実現させた。しかし、2012年の総選挙では自民党が勝利し、再び政権交代が起こった。



▲図6 政権交代を報じる新聞(2009年)

**CHECK**

- 二大政党制と多党制の長所と短所をあげてみよう。
- なぜ政党交付金が支給されているのだろうか。

現在の日本で政権を担っているのは何党だろうか。

① 与党が議会の過半数を占めない場合もある(少数与党政権)。

補足的な説明を本文の外側に載せています。

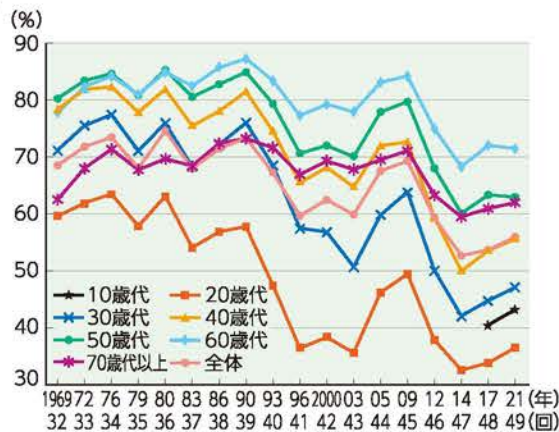
**補足**  
**戦前の政党**  
第二次世界大戦前の日本でも政党は存在していたが、軍部が政治の実権を握るようになると政党政治は衰退した。1940年、政党は消滅し、大政翼賛会が成立した。

政党交付金には国民1人あたり250円の税金が使われており、議員1人あたり4,365万円となる。

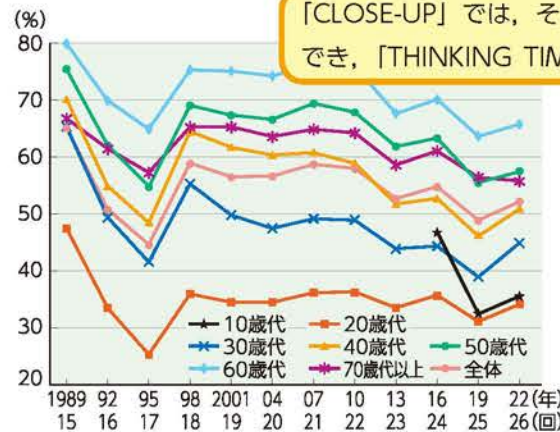
CLOSE-UP 12

# 「18歳選挙権」と政治的知識

「18歳選挙権」が実現したが、10代の若者の投票率はあまり高くない。なぜ、若者の投票率は低いのだろうか？ その理由の一つは、政治的知識の不足にあると考えられる。



▲図1 衆議院議員総選挙における年代別投票率(抽出)の推移(総務省資料による)



▲図2 参議院議員通常選挙における年代別投票率(抽出)の推移(総務省資料による)



▲図3 年代別の主な棄権理由(複数回答。2021年の衆議院議員総選挙。明るい選挙推進協会資料による)

「CLOSE-UP」では、それまでの学習内容をさらに深めることができ、「THINKING TIME」での

思考力の養成へとつながります。

### 18歳未満の選挙運動は禁止

満18歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をしてはならない(公職選挙法第137条の2、第239条)。



### 有権者による電子メールを使った選挙運動は禁止

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党などに限られる。有権者は、候補者・政党などから送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布してはならない(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。



### 選挙運動期間外に選挙運動をすることは禁止

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかしてはならない(公職選挙法第129条、第239条)。



### ホームページや電子メールなどを印刷して頒布することは禁止

選挙運動用のホームページや、候補者・政党などから届いた選挙運動用の電子メールなど、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはならない(公職選挙法第142条、第243条)。



▲図4 選挙運動における禁止行為の例(総務省資料による)

の生活に大きな影響を及ぼす。たとえば、大学入試制度のあり方は政治によって決められる。地球温暖化問題にどのように対処するかも政治によって大きく左右される。さらには、政治家の決定によって戦争が始められることもある。ところが、政治に参加しないということは、私たちの生活に大きな影響を及ぼす政治について、すべて他人任せにすることを意味する。しかし、これほど重要なことを他人任せにすべきではない。これが政治に参加することが望まれる理由である。

つかがわからなければ投票のしようがない。日本の若者の投票率の低さは、かなりの部分でそのような政治的知識の不足によるものだと考えられる。

## 若者の選挙離れは進むのか

2015年の公職選挙法改正により、「18歳選挙権」が導入された。2016年の参議院議員通常選挙では、18歳の投票率は51.3%、19歳は42.3%で、20歳代の35.6%を上回った。ところが、2019年の参議院議員通常選挙では、10歳代の投票率は32.3%で、全年代の投票率より16.5ポイントも低かった。選挙権年齢が引き下げられ、世界の多くの国と同じ水準になったにもかかわらず、今後も低い投票率が続いてしまうのだろうか。

## なぜ低投票率ではいけない?

選挙での投票は、政治への参加のもっとも容易な手段である。したがって、投票に行かないというのは、往々にして、政治に参加しないこととイコールとなる。ところで、そもそも政治に参加しないことはなぜよくないのか？ 一般的に言えば、その理由は次のように考えられる。政治は私たち

## 低投票率と政治的知識

確かに「18歳選挙権」が実現したことによって、高校生でも在学中に選挙で投票できるようになった。18歳以上になれば、法律上は、誰かを当選させるための選挙運動もできる。しかし、若者にとって、選挙での投票や選挙運動を行うことへの動機は、政治や社会問題に関心をもつだけでなく、政治への参加を可能にするような知識をもつことなしには生まれにくいだろう。たとえば、ある候補者に投票することがどのような意味をも

## 政治についての対話

とはいえ、多忙な日常生活を送っているなかで政治的知識を身につけるのは簡単なことではない。政治的知識は本来、実際に政治に参加することを通じて身につけていくものだからである。

まずは、社会問題や政治について、日ごろからまわりにいる人たちと対話することが、政治的知識を獲得するための第一歩となるだろう。対話は、自分の主張で相手を説きふせるために行うのではない。対話を通じて自分の感じ方や考え方を見直したり、自分の知識不足を認識したりすることで、政治的な関心と知識の深まりにつながっていくのである。

### Study 考えてみよう

投票は義務なのか、権利なのか考えてみよう。

# 高校生はどこまで政治にかかわれるか



▲図1 知事選の選挙事務を体験する高校生たち

みなさんは、18歳になると選挙権を得ます。それだけ、この国の政治にかかわることができるということですね。

でも先生、私たちはまだ高校生です。政治は大人に任せておけばいいのではないのでしょうか。

授業で学んだりリコールを覚えていますか？ 地方政治で住民の意向を無視するなどした市長や町長を辞めさせることができる制度です。リコールには、有権者となった高校生も含めて、その地域の3分の1以上の署名が必要になります。

え〜っ？ 署名ってそんな力をもっているのですか。でも、高校1年生や2年生には関係ないのではないのでしょうか。

憲法第16条の請願権を覚えていますか？ 「何人も…法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、

平穏に請願する権利」とされ、国民の意思表示の重要な手段と考えられています。

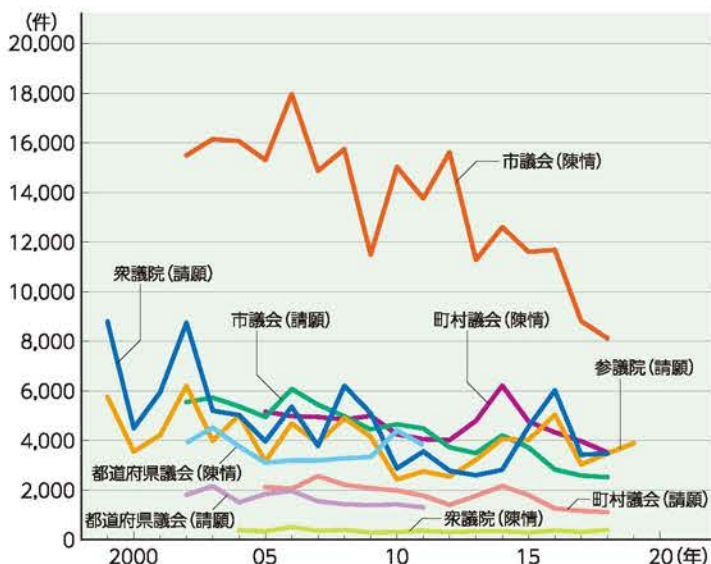
それが、私たちとどう関係があるのですか？

「何人も」とありますよね？ つまり、請願権は、選挙権をもたない未成年者や、同じく選挙権をもたない外国人も行使できるのです。

そんなこと簡単にできるのですか？ 私の通学路は自動車がたくさん通るので、自転車では危なくてしかたがないんです。どうしたらよいですか？

みなさんの住んでいる地域の、議会のホームページを開いてみてください。そこから議会への請願用紙を取り出すことができるようになっています。

対話形式の文章で主権者としての意識を高めます。



▲図2 請願と陳情の件数の推移(衆議院資料などによる)

請願書(陳情書)

令和 年 月 日

〇〇〇〇議長殿

請願者(陳情者)住所  
氏名 印  
陳情の際は不要→紹介議員 印

件名

請願(陳情)項目

請願(陳情)の理由・経緯等

▲図3 請願書(陳情書)の例

## Study 考えてみよう



▲図4 自国の社会に満足しているか(内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(平成30年度)」による)

- 図4を見て、日本の若者の不満はどのようなことなのか考えてみよう。
- 図4を見て、アメリカの若者の満足度が高い理由を考えてみよう。
- 図5を見て、日本の若者に「変えられる」と思う者が少ない理由を考えてみよう。
- 図5を見て、アメリカの若者に「変えられる」と思う者が多い理由を考えてみよう。
- 二つの図を見て、日本の若者に対する提言をまとめてみよう。

どうも、日本の若者は、社会に不満があるのに、積極的にその不満を解決しようとは思わないようですね？

でも、どうやって解決するのですか？ 私たちはデモをしたことがないし、せいぜい学校の食堂のメニューの改善を、生徒会を通して要求するくらいです。

みなさんは先ほど、通学路に自動車がなくて危険だと言いましたね？ 議会に請願してみてもどうでしょう？ 新聞に投書してもよいですね。

そんなことできるのですか？ 社会に向かって意見を言うなんて。

高校生の間にみなさんは有権者になります。ということは、未来の社会をつつていく主権者になるということです。国民主権ということばは、何度も聞きましたよね？

私たちが将来のことを考えるのも政治であり、私たちの生活をよくしていくのも政治なのですね。だんだんわかってきました。

## Discuss 話し合ってみよう

- 教室で政治のことが話題になっているだろうか。そうでないとしたら、なぜなのだろうか。
- 政治には関係ないという友人へ、私たちの生活にどのように政治がかかわっているかを説明するには、どうしたらよいだろうか。
- 身近にある不満をお互いに出し合い、その解決策を話し合ってみよう。

資料をもとに考えることのできる問題を設けています。



▲図5 私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない(出典は▲図4に同じ)





## SKILL-UP

# 統計データを使って社会を科学的に解明する

社会科学では統計データをよく使う。なぜ統計データが必要なのか、統計データを使うと何がわかるのか。そして、統計データをうまく使うためにはどうすればよいだろうか。

## 社会科学と統計データ

科学的根拠に基づく政策提言(Evidence Based Policy Making, EBPM)ということばを聞いたことがあるだろうか？ 現在、世界中で、科学的に有効性が認められる政策が行われるようになってきている。この科学的根拠として使われるのが「統計データ」である。

公民科や地理歴史科で学ぶ歴史や政治、法律や経済に関するテーマを研究する学問は「社会科学」とよばれる。この分野では、科学的な方法を用いて実態を把握したり、ものごとを解釈したりすることが行われる。この過程において、近年とくに統計データが使われるようになってきた。

## 統計データを使って実態を把握する

それでは、統計データを用いると何ができるのだろうか？ まず「実態を把握すること」が可能となる。統計データに基づけば、直観的な印象や経験的な感覚ではない事実<sup>じじつ</sup>に近づける。印象や感覚は人によって異なる主観的なものである。統計データはその数が多いほど、ものごとを客観的に、正確に、高い精度でとらえられる。誰も気づいていなかった事実を発見できる可能性もある。

たとえば、日本の格差について考えたいとしよう。感覚的に何となく、「日本の格差はどんどん大きくなっている気がする」というのではなく、統計データから、格差は本当に大きいのか、拡大スピードはどの程度かなどがわかれば、より説得力があるだろう。

統計データによって今まで知られていなかった

グループでの格差が明らかになることもある。近年話題となった子どもの貧困はその例である。少子高齢化が進んだ社会では、子どもに関する問題解決はなおざりにされやすい。社会に占める子どもの人口が少ないからである。このようなときに統計データが示されれば、問題を浮き彫りにすることができる。

## 統計データを使って原因を探る

統計データを適切に処理すれば、「原因を解明すること」も可能である。貧困を削減するのが目的ならば、貧困をもたらす原因を知りたい。たとえば、貧困の原因として取り上げられるものに「個人の怠惰」がある。これが原因ならば、「怠け者は助けなくてよい」と考える人がいるかもしれない。

ここで、統計データにより、貧困の原因が、個人にはどうすることもできない社会環境の変化にあることが判明したらどうだろう。たとえば、学校を卒業して就職するころにたまたま不況が到来したとか、突然災害が起こったなどが原因で、一部の世代や地域の人々が貧困状態に陥ることが示されたとする。そうであれば、多くの人々が「貧困者を社会全体で助けるべきだ」と考えるのではないだろうか。統計データによる真の原因の解明は、政策の妥当性を議論するために必要である。

また、実際に行われている政策が原因となり生じる帰結もある。実施された政策変更が格差を拡大/縮小させる可能性だ。統計データにより法制度や政策の効果を検証すれば、政策の有効性を議論できる。これが冒頭のEBPMである。

## 統計データとは何か

なぜ統計データを使う必要があるのだろうか？ ここでいう統計データとは、必ずしも経済成長率や所得といった数値データをささない。歴史資料や外交書簡、人々に考え方や経験を尋ねた際の声などもデータとなる。収集方法が適切であれば精度の高いデータに、数が多ければ統計学の理論をあてはめやすいデータになる。このような統計データを解析すれば、社会全体の傾向をとらえられる。



▲図1 公開された外交文書

▲図2 画面に映った質問文を読み上げる世論調査のオペレーター

近年重視されるようになった「統計データ」について詳述しています。



## 統計データをうまく使うには？

それでは、何を勉強すれば統計データを適切に使えるようになるだろうか？ それには、統計の基礎知識が必要不可欠である。統計指標の定義だけでなく、長所や短所も知っておきたい。たとえば貧困の分析であれば、「相対的貧困」や「絶対的貧困」など、貧困を計測する指標の性質を知っておく必要がある(→p.202)。格差をとらえるならば、「ジニ係数」も知っておきたい(→p.173)。

定義だけでなく、たとえば、みんなが十分な食料を手にしても相対的貧困は高いことがあるとか、誰の何を対象とするかで格差の大きさは違って見えるなど、指標の特徴を理解しておくとも実態を読み違えにくい。

さらに、先に述べた原因解明や政策効果の検証、その基礎となる「調査標本から全体を推測する作業」のためには、「推定」や「検定」、その前提にある「変数」に関する統計学の知識も必要となる。

## 大切なのは統計をどう使うか

統計学と聞くと、数学が苦手な人はとっつきにくいと感じるかもしれない。しかしながら、社会科学に統計を用いるのに必要なのは、統計の問題

を解く力ではない。大切なのは、統計指標をあてはめる社会や経済、そこに暮らす人々、家計・企業・政府といった経済主体、すなわち分析対象を理解する力である。どのような人が住んでいて、社会全体にどのような問題があるかを理解し、起こりえる可能性を柔軟に想像できる力が必要である。

たとえば、貧困の原因に社会の高齢化があるのを知りたいときに、若年層ばかりの地域を調査対象としたらどうなるか。高齢層では多くの人が働いていないのに、高齢者の勤労所得について貧困を計測したらどうなるか。高齢者にはあてはまらないグループで貧困状況を比較したらどうなるか。これらを行えば、誤った結果や政策的示唆がみちびかれることは容易に予想されるだろう。

すなわち、統計の知識が十分であったとしても、それを適切に使えなければ意味がない。よい道具を持っていても、それを使いこなせないのと同じだ。道具を誤って使ったり、道具に使われたり、統計によってだまされる可能性すらある。

社会のしくみや人々の生活、その歴史的背景を学ぶ高校の公民科や地理歴史科は、そうならないために必要な知識を与えてくれる。学びながら疑問をもち、自分とは違う人たちの存在に気づきたい。それが、統計という道具をうまく使うことにつながる。

1 日本経済のあゆみ



▲図1 日本経済のあゆみ(内閣府資料による)

日本はどのようにして復興していったのだろうか。

① ①女性参政権の付与, ②労働組合の結成奨励, ③教育の民主化, ④秘密警察など圧政的諸制度の廃止, ⑤経済の民主化。

② デトロイト銀行頭取のドッジがGHQ財政顧問として来日し、行った施策。財政支出と経常収入を均衡させて公債の発行を認めない均衡予算を執行し、復興金融金庫債の発行を禁じるなどの厳しい財政引き締め策だった。

③ コロンビア大学のシャウプが来日して行った税制についての勧告。直接税中心主義や累進課税制度を採用した。

④ 高度経済成長の背景として、①外国技術の導入による技術革新, ②「投資が投資を呼ぶ」といわれた設備投資の活発化, ③間接金融による投資を支えた国民の高い貯蓄率, ④石炭から安価な石油への移行(エネルギー革命), ⑤政府の、税制上や資金面での優遇措置や、積極的な公共投資, ⑥良質な労働力, ⑦固定相場制のもとで事実上の円安となり、輸出が有利になったこと, ⑧安定した労使関係, ⑨人口移動にともなう消費財市場の創出などがあげられる。

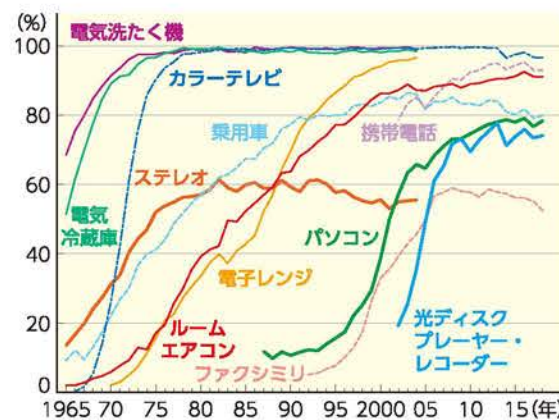
経済の民主化と復興

太平洋戦争で1945年に敗戦国となった日本は、**連合軍総司令部 (GHQ)**による間接統治を受けることになった。GHQ最高司令官マッカーサーの五大改革指令の一つにより、**経済民主化政策**が実施された。その内容は、戦前からさまざまな企業を傘下においてきた財閥の**経済支配体制**をなくすための**財閥解体**、**寄生地主**を排除し、自作農を創出する**農地改革**、治安立法によって禁止されていた労働組合運動の公認と、労働三法の制定による**労働民主化**である。これらの政策は、生産量を増やし所得を向上させ、のちの高度経済成長の基礎ともなった。

政府は経済復興のため、1947年に石炭、鉄鋼、電力、肥料などの**基幹産業**の生産回復に重点を置く**傾斜生産方式**を採用した。不足した資金は**復興金融金庫**が調達したが、結果としてインフレが生じた。そこで、1948年、GHQは**均衡予算**、**徴税強化**、**賃金安定**、**物価統制**など9項目からなる**経済安定九原則**を指示し、翌1949年、**ドッジ・ライン**の実施でインフレを克服した。同時に1ドル=360円という単一**為替レート**の固定相場制が設定され、円とドルとの交換が可能になり、日本は国際市場に復帰した。また、**シャウプ勧告**による**税制改革**が実施された。1950年、朝鮮戦争が始まり、米軍からの**特需**もあり、景気は回復した。

高度経済成長から安定成長へ

1955年ころから1973年までの間、**実質経済成長率**が年平均10%を超える**高度経済成長**を実現した。1955年には、国民総生産(GNP)が戦前の水準を超え、1956年の『**経済白書**』には「**もはや戦後ではない**」と記された。1960年、池田



▲図2 耐久消費財の普及率(内閣府資料による) 大量生産による価格の低下から、高度経済成長の前半期には白黒テレビ、電気洗濯機、電気冷蔵庫(「三種の神器」)が、1960年代末以降にはカラーテレビ、自家用自動車、クーラー(3C、「新三種の神器」)が普及していった。これを消費革命という。



戦後日本経済のあゆみを本文と図版でコンパクトに説明しています。

▲図3 石油危機による品不足 石油危機で石油製品が値上がりすると、買い占めや便乗値上げが横行してモノ不足感が広がった。トイレットペーパーや洗剤が店頭から消え、不安に駆られた消費者が買いだめに殺到したため、全国規模でパニック状態となった。

内閣は、**国民所得倍增計画**を掲げ、1968年にはGNPが西ドイツを上回り、資本主義国でアメリカに次ぐ**世界第2位**となった。しかし、急激な経済成長は、人口の都市での過密化と農村での過疎化、物価や地価の急上昇、公害問題なども引き起こした。また、1971年の**ニクソン・ショック**と1973年の**変動相場制**への移行は、円高と輸出の減少をもたらした。さらに、1973年の第四次中東戦争による原油価格の高騰は**第一次石油危機**ともよばれ、「**狂乱物価**」といわれるほどのインフレを引き起こした。このインフレに対し、政府は**総需要抑制政策**をとったため、景気が落ち込み、1974年の**経済成長率**は戦後初のマイナスとなった。一方、企業は**減量経営**の名のもとに**合理化**を進めた。その結果、日本は**スタグフレーション**に直面した。1978年から**第二次石油危機**が起こったが、第一次のときの教訓を活かし、省エネの進展もあって克服した。その後は高い国際競争力に支えられ、1980年代を通して**主要先進国**のなかでは**相対的に高い経済成長率**を維持し、**安定成長**の期間となった。

プラザ合意からバブル崩壊へ

1980年代前半、アメリカは財政赤字と、金利の急騰によるドル高を一因とする**貿易赤字**の「**双子の赤字**」を抱えた。ドル高によって、アメリカは輸出不振に陥り、さらに日本などから安価で良質な製品の輸出攻勢を受けることになった。アメリカは、日本に対し自動車の輸出自主規制を要求するなど、**貿易摩擦**が深刻化した。1985年、先進5か国蔵相中央銀行総裁会議(G5)が開かれ、各国はドル高を是正することで合意した。これを**プラザ合意**という。その結果、急激な円高が起き、日本経済の要であった輸出産業は

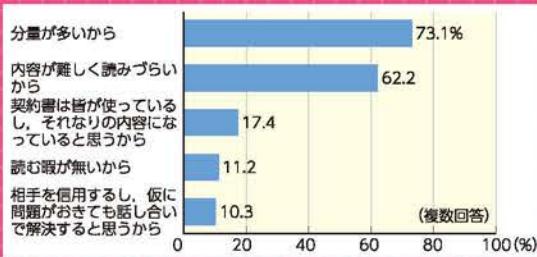
⑤ 10年間で国民所得を2倍にすることを目標とした計画。経済指標としては10年を待たずに目標を達成した。

⑥ 金融面では、公定歩合が大幅に引き上げられて高い水準が維持されるなどの強力な金融引き締め策がとられ、財政面でも、予算の執行繰り延べや公共事業費の抑制などの方針がとられた。

⑦ 不況下のインフレ。スタグネーション(景気停滞)とインフレーションを合わせた造語。

⑧ プラザ合意後、円相場は1987年には1ドル=120円台となった。進みすぎた円高ドル安に歯止めをかけ、為替レートを安定させるために、ルーブル合意が結ばれた。

# 契約について考えよう



▲図1 契約書をなぜ読まないのか(2014年、内閣府「消

「18歳成人」が始まるにあたって、本文での学習内容を踏まえた対話形式の文章で契約について考えます。

私法の基本原則として、契約自由の原則を学びましたが、この原則が修正される場合としては、どのようなものがあったでしょうか？

契約自由の原則は修正されていますね。

消費者契約のように、一方の当事者が情報や法律の知識に乏しい消費者であり、企業などの売主よりも弱い立場にある場合です。また、労働契約でも、使用者よりも弱い立場にある労働者が守られています。

なぜNHKの受信契約については、契約自由の原則が修正されるのですか？

そのことについては、改めてみなさんで考えてみましょう。ところで、次のページの売買契約書で、消費者契約法に違反すると思われる条項はどれでしょうか？

そうですね。では、当事者が対等ではないという理由以外で契約自由の原則が修正される場合はありますか？

乙がいかなる理由があっても契約を解除できないとする第4条や、甲が商品に関するいかなる欠陥についても責任を負わないとする第5条は、消費者契約法に違反するのではないのでしょうか。

契約の内容が公序良俗に反する場合です。たとえば、違法なことをする内容の契約です。

具体的にはどの条文に違反すると思いますか？

それ以外にはありますか？

事業者の損害賠償責任を免除する条項を無効とする第8条や、消費者の解除権を放棄させる条項を無効とする第8条の2に違反すると思います。

とくに思いつきません。何かあるでしょうか？

その通りです。では、消費者契約法に違反する条項があるこの売買契約は、全体も無効になるのでしょうか？

NHKの受信料制度はどうでしょうか？NHKは放送法の規定により、テレビなどの受信設備を設置した者は、NHKと受信契約を結ぶ義務がある、と考えています。また、最高裁判所は、放送法の規定は、NHKの放送の受信についての契約の締結を強制する旨を定めたものである、と判断しています。このため、

いえ、消費者契約法は当該「条項」が無効となると定めているので、それ以外の部分は有効だと思います。

## Discuss 話し合ってみよう

1. 契約書に署名して、印を押してしまったが、よく読むと自分にとって不利なことが書いてあった。この場合、契約を取り消したり、契約の無効を主張したりする方法として、どのような法律の根拠があるだろうか。
2. 署名と押印のある契約書は、裁判の証拠としてはどのように扱われるだろうか。

契約に関する豊富な資料を掲載しています。

## 売買契約書

売主 株式会社〇〇商事(以下「甲」という。)と  
買主 △川△郎(以下「乙」という。)とは、甲が製造した商品□□(以下「商品」という。)の売買に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、商品を乙に売り渡し、乙はこれを甲から買い受ける。

第2条 商品の売買代金は、××円とする。

第3条 乙は、甲から商品の引渡しを受けるのと引換えに、甲に対して代金を支払う。

第4条 乙は、甲から商品の引渡しを受けた後は、いかなる理由があっても契約を解除できない。

第5条 甲は、乙に商品を引き渡した後は、商品に関するいかなる欠陥についても責任を負わないものとする。

第6条 この契約書に定めのない事項については、甲乙協議の上でこれを定める。

## Study 考えてみよう

- Q1. 右の売買契約書は消費者契約法に違反しているだろうか。
- Q2. 売買契約を結ぶ際には、どのようなことに注意すればよいだろうか。売買契約で買主が注意しなければならないポイントについて、考えてみよう。
- Q3. 実際の売買契約には、どのようなことが規定されているのだろうか。商品の価格、引き渡し時期、代金の支払い時期などの規定を調べてみよう。また、商品の性能は契約書に明記されるものだろうか。商品に欠陥があった場合には、どのように処理されるのだろうか。

## 資料 消費者契約法(抜粋)

第8条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

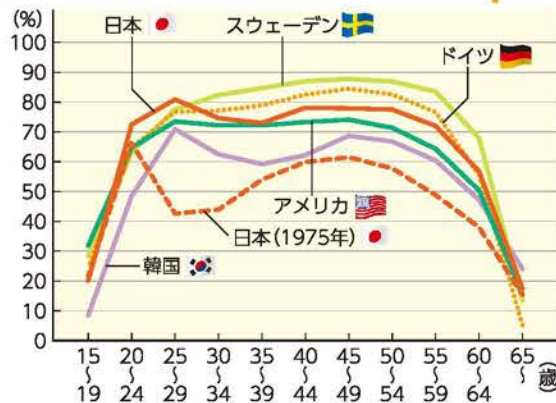
- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者によるその責任の有無を決定する権限を付与する条項
- 二 事業者の債務不履行(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除し、又は当該事業者によるその責任の限度を決定する権限を付与する条項
- 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者によるその責任の有無を決定する権限を付与する条項
- 四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除し、又は当該事業者によるその責任の限度を決定する権限を付与する条項
- 五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除し、又は当該事業者によるその責任の有無を決定する権限を付与する条項

第8条の2 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

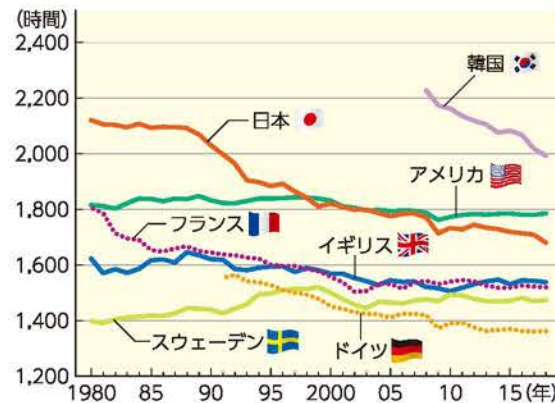
- 一 事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該事業者によるその解除権の有無を決定する権限を付与する条項
- 二 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があること(当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があること)により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該事業者によるその解除権の有無を決定する権限を付与する条項

## 5 現代の労働問題

近年の共通テストで出題された「M字カーブ」を示す図版を掲載しています。



▲図1 主な国の年齢階級別女性労働力率(2016年。労働政策研究・研修機構資料による)



▲図2 主な国の年間労働時間の推移(労働政策研究・研修機構資料などによる)

① 学校卒業後、一度雇用されると、自己都合で退職しない限り定年まで勤める制度。

② 終身雇用を前提に、勤続年数に応じて上昇する定期昇給制に基づく賃金。学歴別に初任給が決められることもある。近年は、職務の重要性、難しさ、責任の重さなどで決まる職務給や、職務遂行能力で決まる職能給、また、業績に応じて年間の給与を決める年俸制を採用するなど、能力主義や成果主義も見られる。

③ リストラクチャリングの略。もともと(事業の)「再構築」を意味していたが、労働者の解雇の意味で用いられることが多い。

④ 15歳以上の人口から、非労働力人口(働く意思のない人や傷病・高齢で働けない人など)を差し引いた労働力人口に占める完全失業者(職がなく求職活動中の人の割合)。

⑤ 厚生労働省は、有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者を非正規雇用労働者としており、総務省統計局は、パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などを非正規の職員・従業員としている。

⑥ 障がい者の雇用に関して障害者雇用促進法が制定されており、事業主に対し、法定雇用率に相当する人数の障がい者の雇用を義務づけている。

### 日本型経営とその変化

日本には「日本型経営」とよばれた三つの雇用慣行の特徴、つまり終身雇用制、年功序列型賃金、企業別労働組合が存在し、高度経済成長期にはこれらがうまく機能した。そのため、安定的な労使関係が保たれ、生産性が高く、失業率も低かった。しかし、1990年代初頭のバブル経済の崩壊による深刻な不況・デフレや、国際的な企業間競争の激化は、日本の雇用構造を大きく変えた。不況は長引き、リストラを行う企業も増加した。被解雇者(非自発的失業者)がホワイトカラー層にも増大し、完全失業率が急激に上昇した。また、求人数を求職者数で割った有効求人倍率は2009年に過去最低の0.42を記録した。その後、景気の改善や2007年からの「団塊の世代」の大量退職にともない、求人が増えたため、新規学卒者の就職状況は一時的に改善された。一方で、非正規としての就職であり正社員として就職できないという問題や、高齢層や若年層の失業率が高くなるなどの問題が生じた。しかし、近年では、完全失業率は低水準となり、労働力不足が深刻化している。

### 雇用構造の変化と法整備

雇用構造や労働環境が変化するなか、女性と男性とが平等に働けるよう、男女雇用機会均等法が1985年に、育児・介護休業法が1995年に制定されるなど、法律が整備されてきた。一方、1985年に労働者派遣法が制定されて以来、パートタイム労働者、派遣労働者といった非正規雇用の形態が増え続けた。2003年には同法が改正され、派遣が製造業まで認められた。なお、2018年に長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現、また雇用形

日本には「日本型経営」とよばれた三つの雇用慣行の特徴、つまり終身雇用制、年功序列型賃金、企業別労働組合が存在し、高度経済成長期にはこれらがうまく機能した。そのため、安定的な労使関係が保たれ、生産性が高く、失業率も低かった。しかし、1990年代初頭のバブル経済の崩壊による深刻な不況・デフレや、国際的な企業間競争の激化は、日本の雇用構造を大きく変えた。不況は長引き、リストラを行う企業も増加した。被解雇者(非自発的失業者)がホワイトカラー層にも増大し、完全失業率が急激に上昇した。また、求人数を求職者数で割った有効求人倍率は2009年に過去最低の0.42を記録した。その後、景気の改善や2007年からの「団塊の世代」の大量退職にともない、求人が増えたため、新規学卒者の就職状況は一時的に改善された。一方で、非正規としての就職であり正社員として就職できないという問題や、高齢層や若年層の失業率が高くなるなどの問題が生じた。しかし、近年では、完全失業率は低水準となり、労働力不足が深刻化している。

雇用構造や労働環境が変化するなか、女性と男性とが平等に働けるよう、男女雇用機会均等法が1985年に、育児・介護休業法が1995年に制定されるなど、法律が整備されてきた。一方、1985年に労働者派遣法が制定されて以来、パートタイム労働者、派遣労働者といった非正規雇用の形態が増え続けた。2003年には同法が改正され、派遣が製造業まで認められた。なお、2018年に長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現、また雇用形

法律名	制定・改正	主な改正内容・施行内容
労働基準法	1987年	(改正)フレックスタイム制と変形労働時間制が導入された。フレックスタイム制とは、1日8時間の労働時間を、労働者が自由に決定できる制度である。変形労働時間制とは、1か月、1年単位で法定労働時間(1日8時間、週40時間)の全体合計を満たせば、自由に決定できる制度である。
	1997年	(改正)女性の深夜・時間外・休日労働の自由化が行われ(女性の一般保護規定の撤廃)、満18歳以上の労働者について、男女問わず同条件で、時間外・休日労働および深夜業を行うことが可能となった。
男女雇用機会均等法	1997年	(改正)女性の深夜・時間外・休日労働等の規制が撤廃され(労働基準法にも連動)、セクシャル・ハラスメント防止のため、事業主に雇用上の管理を義務づけた。
	2006年	(改正)男女双方に対する差別的取り扱いが禁止された。
労働者派遣法	2003年	(改正)派遣が製造業まで認められ、派遣期間も最長3年に延長された。3年を超過した場合、派遣先企業に雇入れ義務(努力規定)が生じる。
パートタイム労働法	1993年	「パートタイム労働者(短時間労働者)」を、「1週間の所定労働時間が、同じ事業所内で働く通常の労働者に比べて短い労働者」と定義した。事業主に対し、労働条件の明示や、正社員との差別的取り扱いの禁止等を義務づけている。
育児・介護休業法	2016年	(改正)満1歳に満たない子を養育するために原則最高1年の育児休業を認めている。
	2021年	(改正)対象家族1人につき、3回を上限として、通算93日まで介護休業を認めている。
労働審判法	2004年	個別労働紛争について、裁判官である労働審判官1名と、労働関係に関する専門的な知識経験を有する労働審判員2名とで組織される労働審判委員会が審理し、調停による解決や審判を行う(2006年から実施)
労働契約法	2007年	個別労働紛争の増加にともない、労働契約の基本的なルールが定められた。

▲図3 主な労働法制の改正内容・施行内容

態にかかわらない公正な待遇の確保などを柱とする働き方改革関連法が成立した。

### 待遇差の解消と今後の課題

総務省の調査によると、現在、雇用されている人の約4割が非正規雇用者で構成されている。

非正規雇用者は、即戦力として期待されており、正社員と同様かそれ以上の労働を求められるケースもある。しかし、同一企業内の正社員と非正規雇用者との間には、賃金や福利厚生などの待遇に不合理な差が存在していることがある。不合理な待遇差を解消するため、働き方改革関連法では、雇用形態にかかわらず、同一の労働をしている場合は同一の賃金を支払うことが定められた(同一労働同一賃金の原則)。

なお、今後の課題として、ヨーロッパで普及しているワークシェアリングも検討する余地があるだろう。また、若年無業者(NEET)や、いわゆる「引きこもり」の問題など、雇用と格差の問題は福祉のあり方とともに社会全体で考えていかなければならない。さらに、サービス残業や、長時間の過密労働による過労死などの問題について対策を講じることや、勤労者の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進し、育児や介護などとの両立を実現していくことも求められている。

### point

- 「日本型経営」とは、終身雇用制、年功序列型賃金、企業別労働組合の三つの雇用慣行である。
- 近年、失業率は低下し、労働力不足が深刻化している。
- 不合理な待遇差の解消のため、「同一労働同一賃金」が採用されている。

⑦ 労働基準法など計8法を改正した総称。長時間労働の是正については、時間外労働時間(残業時間)の上限が定められ、また「長時間インターバル制度」(1日の勤務時間終了後、翌日の勤務まで休憩時間を確保)の導入や、「フレックスタイム制」の拡充がはかられた。

ワーク・ライフ・バランスとは何だろうか。

⑧ 経済成長が見込めない期間などに、一人あたりの労働時間を減らしてその分雇用を増やす取り組み。

⑨ 職に就かず、また求職活動もせず、通学もしていない15~34歳までの無業者。

⑩ 2007年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。

### CHECK

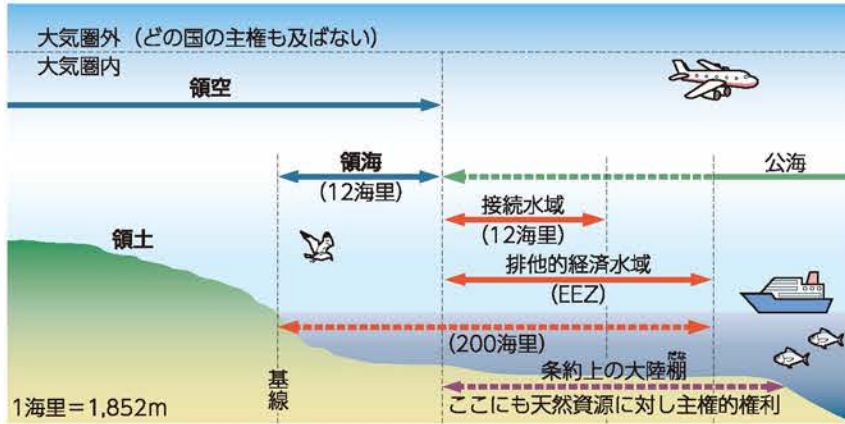
- 「日本型経営」とよばれる雇用慣行を説明しなさい。
- 図1のグラフは、その形から一般的にどのようなよばれているか。

1 国際社会と国際法

各節冒頭に二次元コードを配置。豊富なコンテンツを用意しています。



▲図1 グロチウス「戦争と平和の法」や『海洋自由論』などを著して国際法の確立に大きな影響を与え、「国際法の父」とよばれる。



▲図2 国家の領域(外務省資料による)

国際社会が成立したのはいつごろか。きっかけとなった事件は何か。

**補足**  
国際社会の成立  
17世紀前半、神聖ローマ帝国内での宗教対立をきっかけとして戦われた三十年戦争は、1648年のウェストファリア条約で終結した。この条約で、神聖ローマ帝国内の多数の領邦国家(諸侯の領地)に主権が認められ、一般には、対等な立場の主権国家で構成される国際社会の原型が成立したと理解されている。

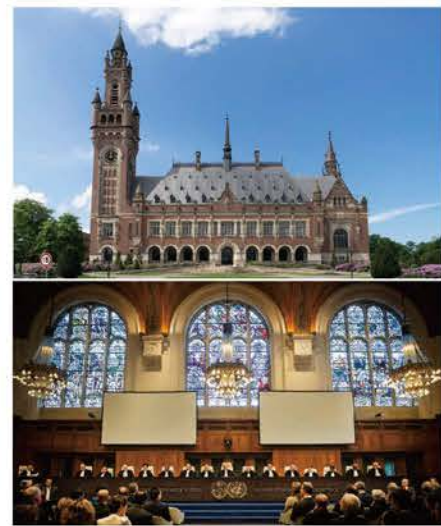
① フランス革命を契機に、共通の法制度によって統一され、言語や生活様式などの面で国民的一体感のある近代国家が形成されていった。

② 一般には、地球環境、貧困、飢餓、難民問題などの地球規模の課題に取り組む、営利を目的としない民間の団体をさす。市民社会(Civil Society)ともいわれる。

今日の世界には、国際連合の加盟国だけでも190を超える国家があり、それぞれが**主権国家**として国際社会を構成している。主権国家とは、他国の支配に従うことなく独立した国家のことで、その多くが共通の言語や文化などもつ民族を基盤とする**国民国家**としてつくられてきた。近代的な主権国家は、18世紀半ばまではヨーロッパ諸国が中心だったが、しだいにほかの地域にも拡大していった。

20世紀初めには数十か国にすぎなかった主権国家は、現在、200か国近くまで増加している。また、当初は主権国家のみで構成されていた国際社会に、国際関係に影響を与える国家以外の機関や組織が増加してきた。たとえば、国際連合などのような国際機関、EU(欧州連合)のような主権国家の連合体、**非政府組織(NGO)**、**多国籍企業**などである。

**国際法と国際裁判所**  
オランダの法学者**グロチウス**は、国際社会にも法が存在することを説き、国際法の基礎を確立した。**国際法**は、国際社会の秩序を維持し、とくに、国家間の政治的、経済的、社会的な関係を中心に規律している。国際法の主要な存在形態は、長年にわたる慣習をもとにした**慣習国際法(国際慣習法)**と、文書化した**条約**である。国際法は、国際社会や時代の変化に対応して発達してきた。たとえば、かつて領海の幅については明確な定めがなく、3海里を主張する国が多かったが、1982年に採択された「海の憲法」ともよばれる**国連海洋法条約**で、領海は12海里、**排他的経済水域(EEZ)**は200海里と定められた。



▲図3 国際司法裁判所(下の写真は法廷内のような様子)



▲図4 アジア地域の領土をめぐる情勢

国際紛争を国際法に従って平和的に解決するために、**国際司法裁判所(ICJ)**が設置されている。ただし、その主要な目的は国家間の紛争解決であり、**集団殺害(ジェノサイド)**や**戦争犯罪**などの個人の犯罪を裁くことはできない。他方、1990年代に戦争犯罪人の処罰を求める声が高まるなかで、常設組織として、**国際刑事裁判所(ICC)**が設置された。

**領土問題と国際法**  
国際社会には、解決することが難しいさまざまな紛争があり、領土問題はその一つである。たとえば、南シナ海では、**スプラトリー(南沙)諸島**や**パラセル(西沙)諸島**の領有権などをめぐって**ASEAN**諸国と中国の間で対立があり、**カシ米尔地方**ではその帰属をめぐって**インド**と**パキスタン**の間で対立がある。日本にも、ロシアとの間には**北方領土問題**が未解決のまま残っており、韓国が**竹島(島根県)**の領有を主張するという問題がある。日本の領土をめぐる情勢としては、ほかに、中国政府と台湾当局が**尖閣諸島(沖縄県)**の領有を主張するという事例も起こっている。

領土問題において、当事国は互いにさまざまな根拠に基づいて係争地の領有権を主張するため、国際法における考え方だけでは解決することが難しい場合が多い。なお、現代の国際法では武力行使は禁止されており、武力を用いた領域の取得は認められない。

- point**
- 国際社会は基本的に主権国家で構成され、非国家主体もかかわっている。
  - 国際法の主要な存在形態は慣習国際法と条約である。
  - 国際司法裁判所や国際刑事裁判所などの紛争処理機関が設置されている。

③ 国際連合の主要機関として、1945年にオランダのハーグに設置された常設の国際裁判所。裁判所の判決は拘束力を持ち、一方の当事国が判決に従わない場合は、もう一方の当事国は安全保障理事会に訴えることができる。ただし、当事国双方の同意がなければ裁判は行われない。

④ 2003年にオランダのハーグに設置された。日本は2007年に加盟。

日本の領土問題は国際司法裁判所で解決できないのだろうか。

⑤ 国際法上、領有権の根拠となる事実を領域権原といい、その代表的なものが先占である。先占とは、無主地とよばれるどの国の領土でもない土地を、領有の意思をもって実効的に支配することによって成立する。

**CHECK**

- 国際法の二つの主要な存在形態は何か。
- 国際刑事裁判所はどのような犯罪を扱うのか。

## 課題探究の観点

### ●「持続可能な開発」とは何だろう

「持続可能な開発」とは、どのような意味だろうか。このことが登場した1980年代は、地球環境保護のために先進国主導で経済開発の抑制がはかられ、それに発展途上国が反発し、南北対立が表面化したころであった。そこで、発展途上国の経済開発の要請を満たすと同時に、環境容量に対する「現在の世代」と「将来の世代」の公平性をはかることが、先進国と発展途上国が協議を行うための共通の基盤となった。それが「持続可能な開発」の意味する内容である。

では、「開発」(Development)とはどのような意味なのだろうか。一般的には土地の開発を連想させるが、ここでは、人間が実際に行動する際に必要な知識を、閉ざされた状況から開かれた状況へと転換させる「人間開発」を意味している。1992年の国連環境開発会議(地球サミット)では、環境と開発の両立を目指すことが主題となった。

### ●ESDとMDGs

2002年の環境・開発サミットでは、持続可能な開発のための教育の10年(Education for Sustainable Development, ESD)が実施文書に盛り込まれ、同年12月の第57回国連総会で、全会一致で採択された。ESDでは、2005~2014年のうちに各国政府、国際機関、NGO、企業などのあらゆる主体間で連携をはかりながら、教育・啓蒙活動を推進することが目指された。

ESDの最終年である2014年11月には、国連教育科学文化機関(UNESCO)と日本政府の共催により、「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」が開催された。この会議では、2015年以降の開発政策にESDをとり入れる緊急行動をよびかけた「あいち・なごや宣言」が全会一致で採択された。

また国連は、「万人のための教育」の実現に向けて、2015年までの「普遍的初等教育の達成」を含む八つのテーマからなるミレニアム開発目標(Millennium Development Goals, MDGs)を設定した。

SDGsの概要を示し、具体的な課題の探究例と結びつけられるようにしています。

### ●SDGsとは何だろう

しかしMDGsでは、対象が発展途上国のみに限定され、国・地域の状況や多様性が考慮されなかったため、新たな目標の設定が必要になった。

そこで、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、2015年の国連持続可能な開発サミットで、**持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals, SDGs)**が採択された。これは、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、2030年までに達成すべき17の目標と169の達成規準で構成されている。

SDGsを推進するためには、自分の消費行動の影響について、地球規模で考えることを意味する**消費者市民社会**の考え方が不可欠であると考えられている。

これまでの学習をふまえて、次のページの三つの観点から具体的に課題の探究例について見てみよう。



▲図1 SDGsの三つの側面—環境・社会・経済—(『平成29年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書』による。環境省環境研究総合推進費戦略研究プロジェクト「持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合研究」より環境省作成)

まとめておこう! 「倫理」「政治・経済」につながる

# 思考・判断・表現のためのツール

人間と社会を考えるための基本的な視点や、選択・判断の手がかりとなる考え方を示しているの、倫理や政治・経済の学習にもつなげやすくなっています。

## A 人間と社会を考えるための基本的な視点

### 公共的な空間における基本的原理

#### 人間の尊厳と平等

一人ひとりの存在それ自体に絶対的な価値があり、侵すことのできないものである。したがって、それぞれの人格を平等に扱う必要がある。基本的人権の尊重や平和主義の土台となる原理である。

**論点** 死刑制度は、人間の尊厳と平等の観点からどのようにとらえればよいのだろうか。

#### 個人の尊重

一人ひとりが尊厳をもつ、かけがえのない人格として平等に配慮され、その個性や多様な考え方・生き方が尊重されなければならない。

**論点** 「女の子なのだから」「男の子なのだから」といった見方は、どのような問題を含んでいるのだろうか。

参照 p.80, 83

**論点** 女性の社会進出が進んでいない背景には何があるのだろうか。

#### 民主主義

公共的な空間をつくるすべての構成員が、公共的なことに関わる事項を決定するという理念や運営方式。現在の多くの国家では、選挙や決議などの重要な意思決定は、多数決によって決められている。

**論点** 少数派の意見が考慮されにくいという課題に、どのように対応すればよいのだろうか。

参照 p.66

#### 法の支配

暴力などによる恣意的支配を排除し、適正な手続きによる合理的な議論に基づく統治を目指すもので、政府を含めたすべてのものを等しく法に従わせることにより、各人の自由と平等を確保しようとする考え方。

**論点** 法の内容や法の適用の平等を実際に確保するために、どのようなしくみや取り組みが必要だろうか。

参照 p.67

#### 自由・権利と責任・義務

国家と個人との関係や、個人と個人との関係を法によって規律する際の基本的な枠組み。みずからの自由や権利は他者の自由や権利を認めることで成立する。自由・権利と責任・義務は切り離すことのできない関係にある。

**論点** 義務を果たさなければ、権利を行使することができないのだろうか。

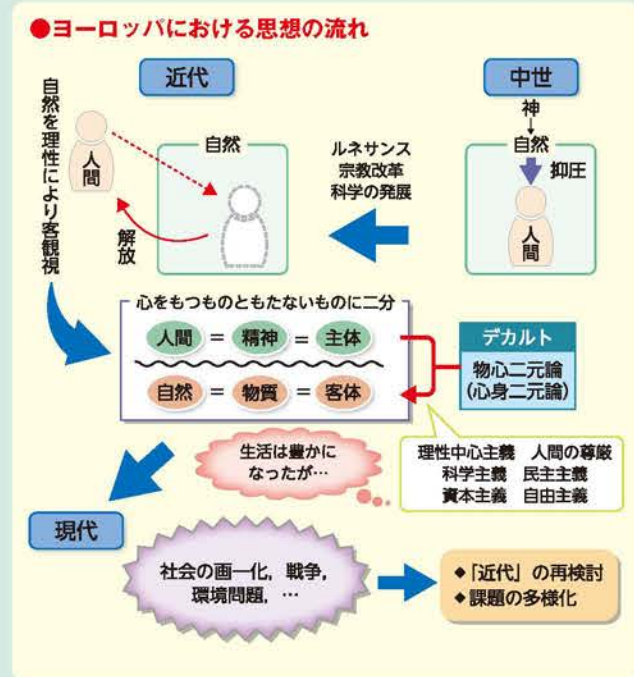
参照 p.63



# C 教科書を正しく理解するための用語集

教科書本文を読むうえで必要な基礎的用語を図式化して掲載しています。

## 1 倫理・思想分野



**中世** カトリック教会の権威が強く、人間の生き方や考え方が宗教(キリスト教)と結びつけられていた時代。

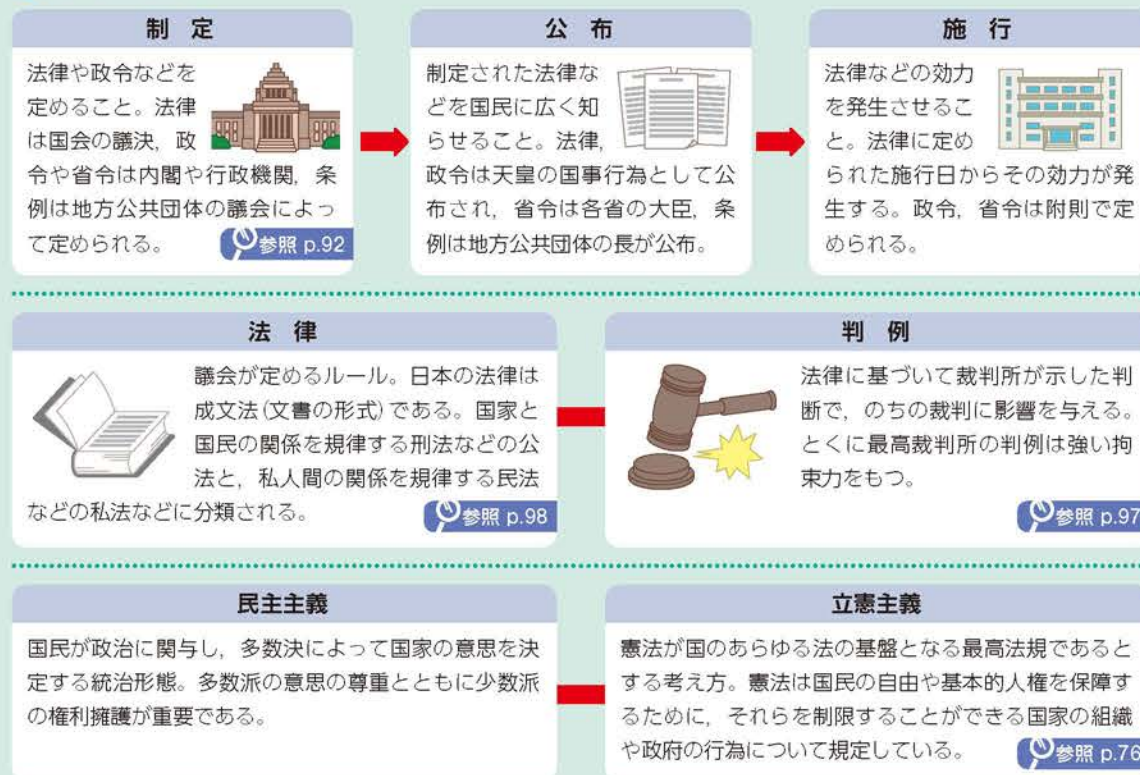
**近代** 科学的な思考が発達した時代。人間性への信頼が高まる。

**現代** 物質的な繁栄が進んだ反面、個性の喪失や生の画一化が問題となった時代。近代の理性主義の行きすぎを批判する多くの現代思想が登場。

**絶対/絶対的**  
唯一の尺度のもとですべてのものに価値の優劣はつけられるという見方。

**相対/相対的**  
さまざまなものの中に価値の優劣はつけられないという見方。

## 2 法・政治分野

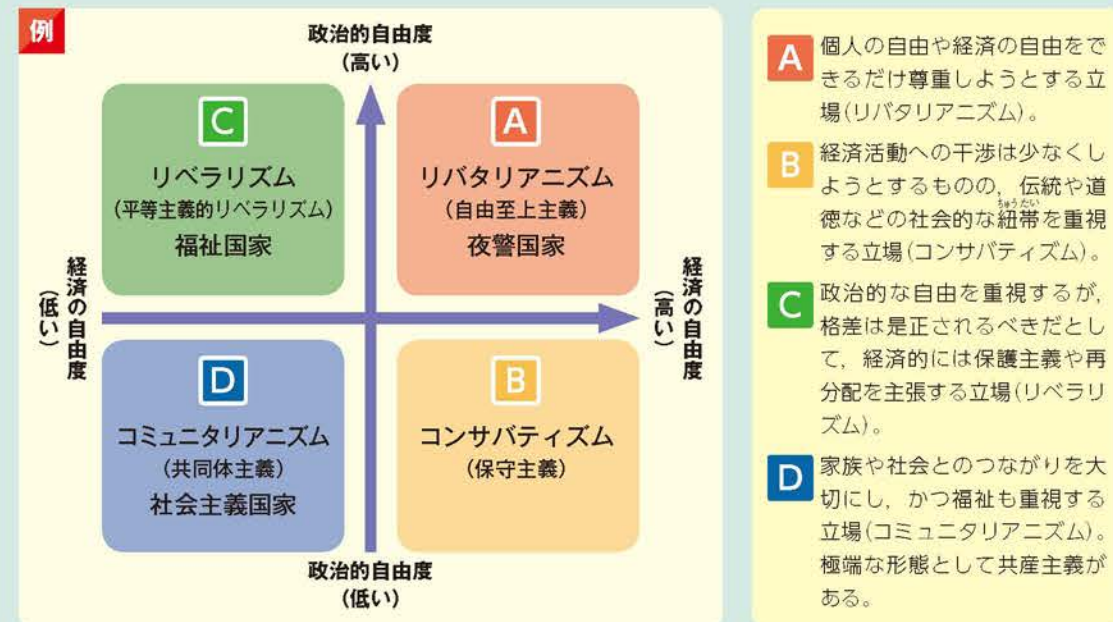


# D 思考の図式化(思考ツール)

近年の共通テストで出題された思考ツールをまとめて掲載しています。

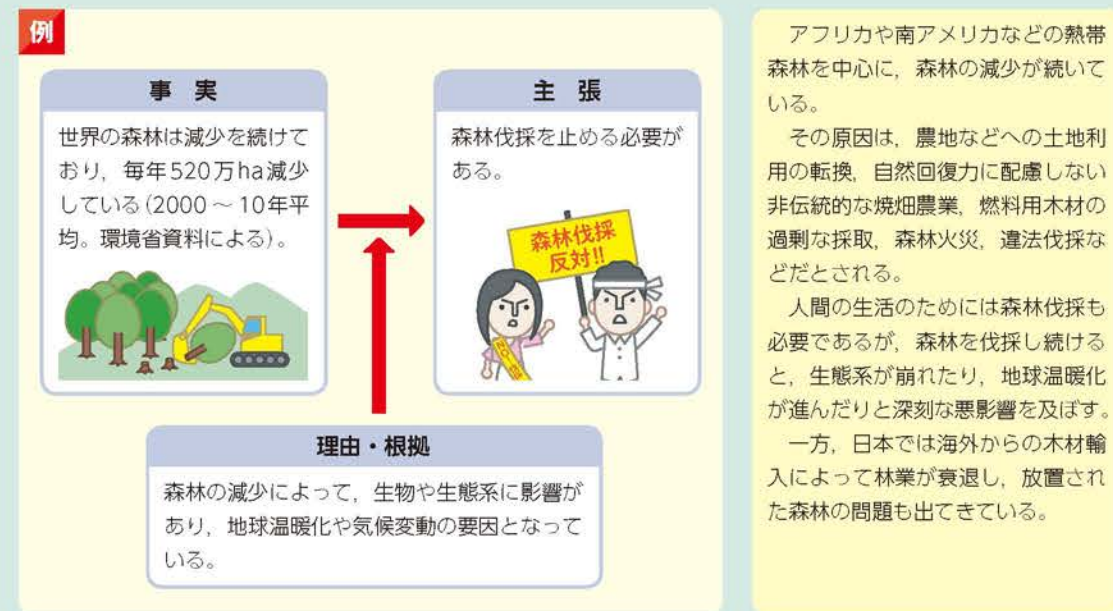
## 1 四象限図 比較・分類・マッピング・整理に役立つ

さまざまな事象を比較することで考えを整理し、思考を構造化できる。下の例は、政治や経済についての考え方を、自由度の高さや低さによって整理したものである。



## 2 ツールミンモデル 前提となる事実と主張(結論)の理由・根拠を図式化しやすい

主張や意思決定を支える事実や根拠を図式化し、合理的な判断をみちびくことができる。下の例では、「森林伐採を止める必要がある」という主張を支えるための事実と根拠が明示されている。



## E 教科書の知識を試験にどうつなぐか

### 1 葛藤の分類

#### ●教科書の知識 (p.14)

葛藤：異なる二つの欲求が同時に生じたときに起こる精神的な緊張のこと。心理学者レヴィンは、以下の三つの型を示した。

接近—接近	欲求「～したい」どうしの対立
接近—回避	欲求「～したい」と欲求「～したくない」の対立
回避—回避	欲求「～したくない」どうしの対立



実際の共通テスト問題やサンプル問題(現社・公共・倫理・政経)を掲載しています。教科書で学習した内容が共通テストでどのように出題されているのかを視覚的に理解できます。

#### ●出題例

次のア・イは、レヴィンによる葛藤の分類に従って、その実例を記述したものである。ア・イと葛藤の種類との組み合わせとして正しいものを、下の①～④のうちから一つ選べ。

- ア 第一志望の大学には、自分が関心のあることを学べる学部があるが、通学が不便なので受験しようか悩んでいる。
- イ 友人から行きたくない買い物に誘われて断りたいが、友人関係を悪くしたくないので悩んでいる。
- ① ア 回避—接近 イ 接近—回避  
 ② ア 回避—接近 イ 回避—回避  
 ③ ア 接近—回避 イ 回避—回避  
 ④ ア 接近—回避 イ 接近—接近

(2021年共通テスト第2日程「倫理」を改変)

解答 ③

### 2 選挙権拡大の歴史

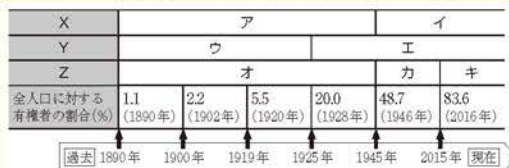
#### ●教科書の知識 (p.91, 106)

改正年 (選挙の実施回)	選挙人資格		被選挙人資格		有権者数 (対人口)
	年齢・性別	納税額	年齢・性別	納税額	
1889年 (第1回)	満25歳以上の男性	直接国税15円以上	満30歳以上の男性	直接国税15円以上	1.13%
1900年 (第7回)		直接国税10円以上		(資格要件撤廃)	2.19%
1919年 (第14回)		直接国税3円以上		(資格要件撤廃)	5.53%
1925年 (第16回)		(資格要件撤廃)		(資格要件撤廃)	19.99%
1945年 (第22回)	満20歳以上の男女		満25歳以上の男女		48.65%
2015年 (第48回)	満18歳以上の男女				83.72%

20世紀の初めまでは、どこの国も財産・身分・性別など、選挙権を得るための条件がつけられていた。これを制限選挙制という。一定の年齢に達していれば誰でも選挙権をもつ普通選挙制については、日本では、1925年に25歳以上という条件で男性のみに普通選挙権が与えられた。女性にも参政権が認められたのは、1945年のことである。2015年には、70年ぶりに選挙権年齢が引き下げられ、18歳以上となった。

#### ●出題例

生徒Aは、政治参加の歴史について調べ、日本の国政選挙における有権者の割合の推移を次の図のようにまとめた。図中のX～Zは有権者の資格要件(一部)の種類を示し、ア～キにはX～Zについて設定された資格要件を示す語句が入る。また、図下の西暦年は、有権者の資格要件が制定または改正された年を示している。図中のX～Zに入るものの組み合わせとして最も適当なものを、あとの①～③のうちから一つ選べ。



- ① X—納税額(直接国税) Y—性別 Z—年齢  
 ② X—性別 Y—納税額(直接国税) Z—年齢  
 ③ X—年齢 Y—納税額(直接国税) Z—性別

(共通テストサンプル問題「公共」(2021年)を改変)

解答 ②

共通テスト対応ワークシートを「チャート×ラボ」で用意いたします。

## QRコンテンツで、新たな学びへ!

教科書紙面のQRコードからご利用いただけます

各節の最初のページにQRコードを掲載

QRコードからタブレットやスマートフォンで手軽にアクセス!

確認テスト

確認テスト以外にも、映像資料などさまざまな種類のコンテンツを豊富にご用意

### ●時間配当表

教科書の構成・内容	学習指導要領の内容	該当箇所	配当 時数
第1章 公共的な空間をつくる私たち	A 公共の扉 (1)公共的な空間を作る私たち	8～29 ページ	6
第2章 公共的な空間における人間としてのあり方生き方	A 公共の扉 (2)公共的な空間における人間としての在り方生き方	30～61 ページ	9
第3章 公共的な空間における基本原理	A 公共の扉 (3)公共的な空間における基本原理	62～89 ページ	8
第4章 現代の民主政治と政治参加の意義	B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち ア-(ア)イ(エ), イ	90～117 ページ	9
第5章 現代の経済社会と経済活動のあり方	B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち ア-(ア)ウ(エ), イ	118～175 ページ	17
第6章 国際社会の動向と日本の役割	B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち ア-(イ)ウ(エ), イ	176～221 ページ	15
持続可能な社会づくりの主体となる私たち	C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち	222～235 ページ	6
		計	70



# 大学入学共通テストとの関連

「大学入学共通テスト」では、学習した知識を活用して、図表・資料を読み解く問題が多く出題されます。数研出版の公共教科書は、図表・資料から考えることができるコーナーを数多く掲載しています。

## 教科書の知識を試験にどうつなぐか

### 2024年大学入学共通テスト 現代社会(第2問・問5)

問5 インタビュー中には、卒業生が社会生活で経験する葛藤についても聞くことができた。葛藤が起こる状況を、接近したい欲求と回避したい欲求の組合せに次のいくつかの型に分けて考えた場合、「接近-回避」型に当てはまる事例を次のア〜ウからすべて選んだとき、その組合せとして最も適当なものを、後の①〜③のうちから一つ選べ。 [12]

ア 新入社員に早く仕事を覚えてもらうために、上司として多くのことを指導したいが、新入社員との関係を悪くしないために、細かいことを言い過ぎたくない。

イ 友人から平日にH帰り旅行に誘われたので、その日の休暇を申請したいが、親しい同僚から同じ日に行く仕事を手伝ってほしいと頼まれ、対応してあげたい。

ウ 上司から職場の昇進試験を受けるように言われ、新しく学ばなければならぬことが多いので試験を受けたくないが、昇進しないことで、現在の業務を続けるということもしたくない。

- ① アとイとウ      ② アとイ      ③ アとウ  
 ④ イとウ      ⑤ ア      ⑥ イ  
 ⑦ ウ      ⑧ 「接近-回避」型に当てはまる事例はない

### 葛藤の種類

●教科書の知識 (p.14)

●出題例

葛藤: 異なる二つの欲求が同時に生じたときに起こる精神的な緊張のこと。心理学者レヴィンは、以下の三つの型を示した。

接近-接近	欲求→したい/どうしの対立
接近-回避	欲求→したいと 欲求→したくないの対立
回避-回避	欲求→したくない/どうしの対立

次のア・イは、レヴィンによる葛藤の種類に従って、その表現を記述したものである。ア・イと葛藤の種類との組み合わせとして正しいものを、下の①〜③のうちから一つ選べ。

ア 第一志望の大学には、自分が関心のあることを学べる学部があるが、通学が不便なので受験しようか悩んでいる。

イ 友人から行きたくない買い物に誘われて断りたいが、友人関係を悪くしたくないので悩んでいる。

① ア 回避-接近 イ 接近-回避  
 ② ア 回避-接近 イ 回避-回避  
 ③ ア 接近-回避 イ 回避-回避  
 ④ ア 接近-回避 イ 接近-接近

(2021年共通テスト第2問(編製)を改変)

### 新版 公共 巻末⑩

共通テストでは、知識そのものではなく、知識の具体的な事例を問う問題が多く出題されています。そこで、教科書の知識が実際に共通テストでどのように出題されているのかを示したページを新たに設けました。2024年の共通テストで出題された葛藤の型の具体例については、同じテーマに関して教科書との対応を説明しています。

### 2025年大学入学共通テスト「試作問題」 公共(地理総合, 歴史総合, 公共) (第2問・問1)

問1

(事例) 日本の政治の仕組みは、選挙で代表されるように、基本的には「イ」の原則に基づいている。

(主張) 人々の自由や権利を保障しながら、より多くの人の関わりを実現する仕組みを追求することを求める人々がいる。

(理由) 「イ」の原則に基づく政治の仕組みには、下線部分に関わる考え方が「ウ」など、下線部分に関わる考え方が「エ」と対応している。

① 均等主義      ② 均等主義      ③ 均等主義      ④ 均等主義  
 ⑤ 均等主義      ⑥ 均等主義      ⑦ 均等主義      ⑧ 均等主義

### トウモロコシモデル

前提となる事実と主張(結論)の理由・根拠を簡明に示す。主張や根拠を支える事実や根拠を簡明に示す。合理的な判断をもちびくことができる。下の例では、「森林伐採を止める必要がある」という主張を支えるための事実と根拠が明示されている。

事実: 世界の森林は減少を続けており、毎年520万ha減少している(2000〜10年平均、環境資源局による)。

主張: 森林伐採を止める必要がある。

その理由は、農地への土地利用の転換、自然環境に配慮しない非持続的な伐採、燃料用木材の過剰な採取、森林火災、違法伐採などである。

人々の生活のためには森林伐採が必要であるが、森林を伐採し続けること、生態系が崩れたり、地球温暖化が深刻になり、自然環境が破壊される。一方、日本では海外からの木材輸入によって国内の森林資源が枯渇し、伐採された森林の回復も遅れている。

理由・根拠: 森林の減少によって、生物や生態系に影響があり、地球温暖化や気候変動の原因となっている。

### 新版 公共 巻末⑩, ⑪

教科書の巻末に思考ツールをまとめているので、共通テストで出題される思考ツールを用いた問題にも取り組みやすくなっています。

## 思考ツールを用いた問題

### 2024年大学入学共通テスト 現代社会(第5問・問3)

表 関係人口が地域にもたらす効果

関係人口の発効	内容
A 地域資源の再発見	関係人口との交流によって、地域住民が、自然や文化、人的資源等を地域の資源として再発見する。
B 専門的な能力の移転	専門的な知識やスキルをもつ関係人口の関わりによって、様々な課題が解決できるようになる。
C 地域社会の運営体制の変化	関係人口と地域住民の交流をきっかけに、地域づくりを行う地域社会の運営のあり方が変化する。

### マトリックス表 比較・分類・整理に役立つ

状況やことから整理するために活用される。分類したい内容や目的によって、見出しを工夫して作成する必要がある。下の例では、列見出し(縦軸)に整理項目や内容が示され、行見出し(横軸)に比較したい対象(ここでは「市」)が示されている。

	各市自治体の少子化対策	
	重点対策	具体的な対策内容
A市	地域産業の創出	認定こども園、放課後、保育所への施設整備の拡充、子育て支援センターの整備
B市	出生の機会創出・支援策の創出	多様なイベントの開催、結婚支援センターの運営など
C市	保育サービスの充実	認定こども園の増設、民間保育所の整備

## 選挙運動に関する問題

### 2024年大学入学共通テスト 現代社会(第1問・問4)

問4 下図の記号に関して、原則自由で行うことのできる一般的な政治運動としての表現活動とは異なり、選挙運動には特別の規制がある。次のポスターはインターネット選挙運動に関するルールの一部がまとめられたものである。また、後の行脚A〜Cは、7月15日公示、7月30日投票の参議院議員選挙において、有権者の立場で行ったインターネット選挙運動であるとする。A〜Cのうち、ポスターに掲げられたルールに適合しているものをすべて選んだとき、その適合した最も適切なものを、後の①〜③のうちから一つ選べ。ただし、ポスターに掲げられたルール以外のことは考慮しないものとする。 [4]

ポスター

インターネットを利用した選挙運動ができるようになりました

◆有権者は、インターネットを利用した選挙運動ができます。

例: ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画共有サイト

◆ただし、有権者が電子メールを利用して選挙運動を行うことは、引き続き禁止されています。電子メールとは、次のいずれかに該当するものを指します。

- ・メールアドレス(例: □□□□□@□□.□□)宛てに送信する方式のメッセージ
- ・電話番号(例: 090-xxxx-xxxx)宛てに送信する方式のメッセージ

◆選挙運動は、公示日・公示日から投票日の前日までしか行うことができません。ただし、上記期間中にインターネットを利用して発信したものであれば、投票日に削除する必要はありません。

参議院(インターネット選挙運動の規制に関する情報) (選挙Webページ) により作成

1. 他者の選挙運動を禁止

選挙運動の禁止事項は、インターネット選挙運動を促進する目的で定められたものである。有権者は、選挙運動の文書図画を制作して、有権者に配布してはならない(公職選挙法第137条の2、第239条)。

有権者による電子メールを介した選挙運動は禁止

電子メールを使って選挙運動の文書図画を制作して有権者に配布してはならない(公職選挙法第142条、第243条)。

選挙運動の文書図画を制作して有権者に配布してはならない(公職選挙法第142条、第243条)。

インターネット選挙運動の文書図画を制作して有権者に配布してはならない(公職選挙法第142条、第243条)。

▲図4 選挙運動における禁止行為の例(図表資料による)

### 新版 公共 p.115

解答するために必要な、選挙運動における禁止行為の例について、イラストを交えてわかりやすく説明しています。

## 日本の安全保障に関する問題

### 2024年大学入学共通テスト 現代社会(第1問・問2)

問2 下図の記号に関して、次の時系列は冷戦後の日本関係に関する出来事を年代順に並べたものである。この時系列上に、日本の法律である「安全保障関連法」と「海軍法(案)」を制定された年代順に並べると、次のア〜ウのいずれかに入る。その組合せとして最も適切なものを、後の①〜③のうちから一つ選べ。 [2]



- ① 安全保障関連法-ア 海軍法-イ  
 ② 安全保障関連法-ア 海軍法-ウ  
 ③ 安全保障関連法-イ 海軍法-ア  
 ④ 安全保障関連法-イ 海軍法-ウ  
 ⑤ 安全保障関連法-ウ 海軍法-ア  
 ⑥ 安全保障関連法-ウ 海軍法-イ

### 新版 公共 p.190 / 高等学校 公共 p.128

解答するために必要な、日本の安全保障の経緯について、年表も用いてわかりやすく説明しています。

年	出来事	年	出来事
1950	朝鮮戦争(〜53年)。警察予備隊発足	1999	ガイドライン閣議決定(安全保障法など)
1951	サンフランシスコ平和条約締結	2001	テロ対策特別措置法成立
1952	日米安全保障条約締結	2003	有事関連法成立
1954	自衛隊発足	2004	イラク復興支援特別措置法成立
1960	日米安保条約改定。安保紛争	2004	有事関連法成立
1967	「防衛三原則」を国会で採択	2007	防衛省が防衛省に移行
1971	「防衛三原則」を国会で採択	2009	海軍法(案)成立
1975	防衛費(GDP)1%枠を閣議決定(1987年撤回)	2014	防衛費増額特別措置法成立
1976	日本防衛力増強のための指針(ガイドライン)の改定	2015	新ガイドライン。安全保障関連法成立
1990	防衛三原則(防衛力増強)の閣議決定		
1996	防衛三原則(防衛力増強)の閣議決定		
1997	防衛三原則(防衛力増強)の閣議決定		
1997	ガイドラインの見直し		

▲図2 防衛経緯の年表

## 需給曲線・比較生産費説に関する問題

### 2024年大学入学共通テスト 政治・経済(第3問・問7, 問8)

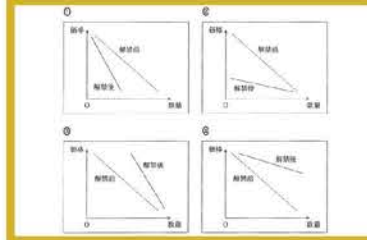


表 技術革新による生産費の変化

国	A国における技術革新以前		A国における技術革新以後	
	自動車	オレンジ	自動車	オレンジ
A国	20人	5人	7人	6人
B国	10人	4人	10人	4人

問8

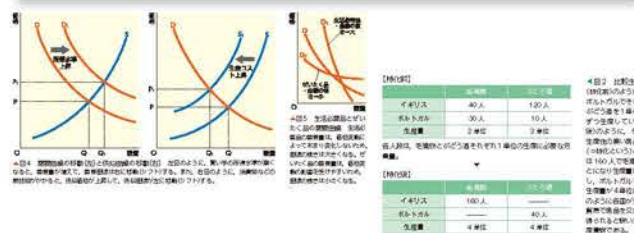
A国の技術革新以前にA国における自動車1単位を生産するために必要な労働力の量が「ア」人であるとき、A国の技術革新以前と技術革新以後で、自動車生産に比較優位をもつ国が変わる。

アに当てはまる数値

a = 15    b = 10    c = 5

### 新版 公共 pp.124-125 / 高等学校 公共 pp.163-165

頻出の需給曲線について、さまざまなバリエーションのグラフを用いて説明しているため、共通テストの出題パターンにも対応できます。



問10

表 比較生産費説

国	自動車	オレンジ
A国	40人	10人
B国	30人	10人

問11

国	自動車	オレンジ
A国	100人	—
B国	—	40人

### 新版 公共 p.206 / 高等学校 公共 p.184

頻出の比較生産費説について、表を用いてわかりやすく説明しています。

# 公共教科書教授資料のご案内

POINT

1 主体的&探究的な学びに役立つ情報を掲載

POINT

2 教科書の解説動画で自学自習をサポート

POINT

3 授業で役立つデジタルデータが充実



詳細はこちら！

## 商品ラインアップ・税込価格

書籍No.	書名	対応教科書	判型/頁数	DVD-ROM	税込価格
45413	新版 公共 教授資料	公共 713	B5 / 160	2枚	38,500円
45443	高等学校 公共 これからの社会について考える 教授資料	公共 709	B5 / 160	2枚	38,500円

\*指導者用デジタル教科書(教材)はDVD-ROMに付属しています。

## 教授資料の構成



## 指導者用デジタル教科書(教材)

電子黒板などで教科書紙面やコンテンツを拡大して提示する、先生用の教材です。DVD-ROMに収録しています。

収録教科書	利用期間	ライセンス	搭載機能		
			各種ツール	デジタルコンテンツ	先生・生徒間の連携
新版 公共	教科書使用期間	校内フリーライセンス	○	○	※
高等学校 公共 これからの社会について考える					

※プリント配信機能が利用可能です。「学習者用デジタル教科書・教材」ご採用時に利用可能な機能です。

## DVD-ROM 収録データ一覧

デジタルデータの最新資料への更新や追加、修正が生じた際には、先生のための会員制サイト「チャート×ラボ」(→p.53)からダウンロードしてご利用いただけます。

用途	内容
授業準備や授業で	指導用教科書(PDF), 指導者用デジタル教科書(教材) 授業用スライドデータ(Power Point), 授業用プリント(Word) 写真, 動画, アニメーション, 中学公民からの橋渡しプリント 教科書紙面データ(PDF), 教授資料紙面データ(PDF) 教科書非掲載図版(PNG), 準拠問題集紙面データ(PDF)
テストやプリントの作成に	教科書テキストデータ(text), 教科書図版データ(PNG) 準拠問題集テキストデータ(Word), テスト作成フォーム →詳細は下記
主体的な学びに	課題探究用ワークシート(Word)
復習や理解度の確認に	教科書解説動画 →詳細は下記 評価問題データ(Word) 共通テスト対応ワークシート(Word) 小テスト作成システム(「チャート×ラボ」から最新版をダウンロード)
評価や計画作成に	年間指導計画と観点別評価規準例(Excel, PDF, Word)

※教授資料の発行予定や内容、データ形式は予告なく変更される可能性があります。教授用データの一部は、「チャート×ラボ」からのダウンロードによってご利用する場合があります。

## テスト作成フォームをご利用いただけます！

「チャート×ラボ」(→p.53)にてテスト作成フォームを利用したテストのデータをご利用いただけます。

Google フォーム/Microsoft Forms 教科書「節」単位での一問一答形式の確認テスト

※ Google フォームのご使用にあたっては、Google アカウントが必要となります。内容、データ形式は予告なく変更される可能性があります。  
※ Microsoft Forms は Microsoft の登録商標です。

## 教科書の解説動画をご利用いただけます！

理解しておきたい用語や概念を音声付きの動画で解説し、自学自習をサポートします。教授資料をご購入いただくと、生徒の閲覧が可能になります。

項目
功利主義と義務論 動画のイメージ▶
需要曲線・供給曲線
国民所得の概念・算出方法
比較生産費説
外国為替
国際収支 など

\*解説動画の項目は予告なく変更される可能性があります。

詳細はこちら！

## 教授資料 解説・資料編

- 教科書『新版 公共』『高等学校 公共』共通内容です。
- 全体を「1 倫理編」「2 法・政治編」「3 経済編」「4 国際社会編」に分け、おおむね教科書の「節」の単位を本書の1節としています。
- 各節は、教科書に記載されている事項・用語などについての解説、ならびに関連事項を扱う「参考」で構成し、授業の準備や授業で活用できます。また、随所に「先取り！ 倫理」「先取り！ 政治・経済」のコーナーを設けています。



## 指導用教科書 (DVD-ROM, フリーライセンス)

- 教科書『新版 公共』『高等学校 公共』それぞれに対応した指導用教科書をご用意いたします。
- 教科書の紙面を中央に配し、周りに板書例、発問例などを掲載しています。PDFデータをタブレットやPCに保存し、授業にそのまま持ち込める実用的な内容です。
- 教科書本編のページでは、授業のねらい、導入の工夫、板書例、発問例や指導上の留意点、図版・写真内容の解説、問いかけ・CHECKの解答例などを、さらにコラムのページでは、授業展開例/活用例、「考えてみよう」「話し合ってみよう」の解答例を掲載しています。
- 先生のための会員サイト「チャート×ラボ」から最新のデータをダウンロードいただけます。

本項目での学習目標を示した

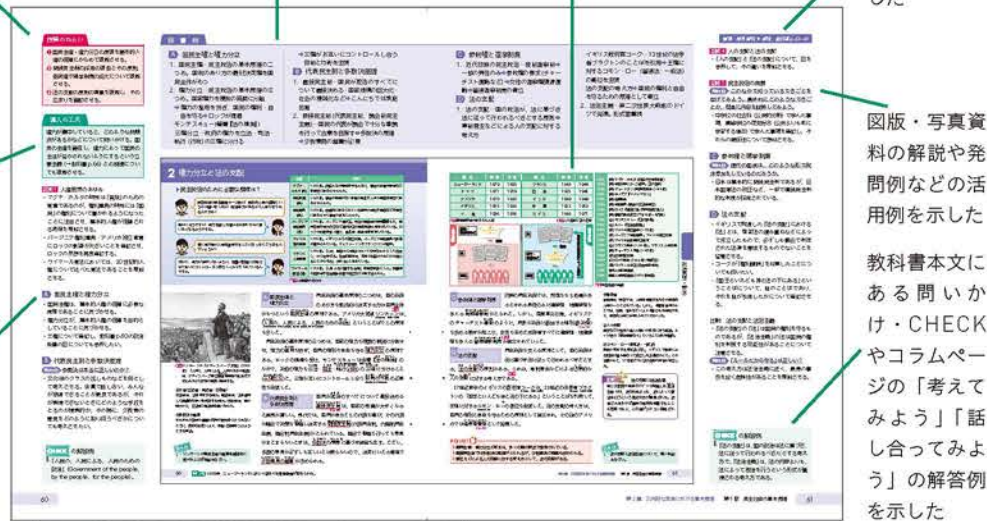
「板書例」は本項目での学習内容のまとめを示した。コラムページでは「授業展開例/活用例」を提示した

教科書の紙面を中央に配した

解説・資料編の該当頁を示した

授業への導入の事例や興味づけの事例を示した

小見出し単位で発問例や指導上の留意点、補足などを記した



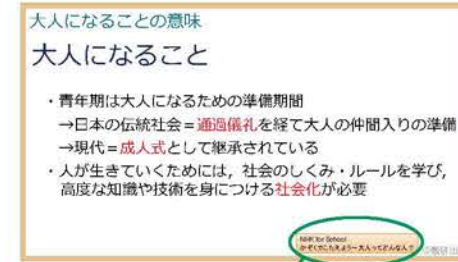
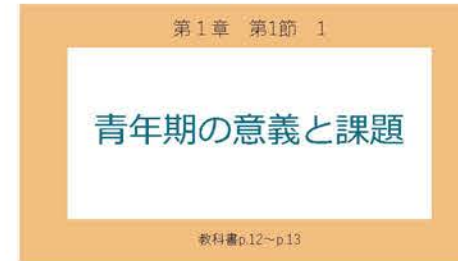
▲指導用教科書 紙面 (『高等学校 公共』pp.60-61)

## 指導用DVD-ROM (フリーライセンス)

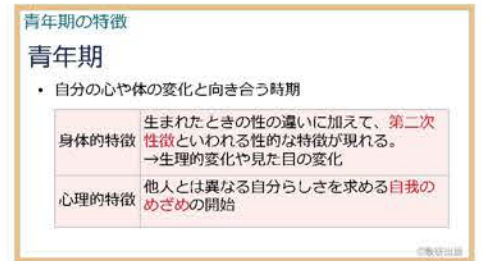
- 収録内容
  - 1 指導者用デジタル教科書(教材) \*本書巻末をご一読ください。
  - 2 データ集 \*本書p.49をご一読ください。
  - 3 Studyaid D.B. 小テスト作成システム \*本書p.52をご一読ください。(「チャート×ラボ」から最新版をダウンロード)

## 授業用スライド (Power Point)

教科書の記述に沿ったスライド。電子黒板などを用いて授業で活用できます。図版・写真も拡大して表示します。

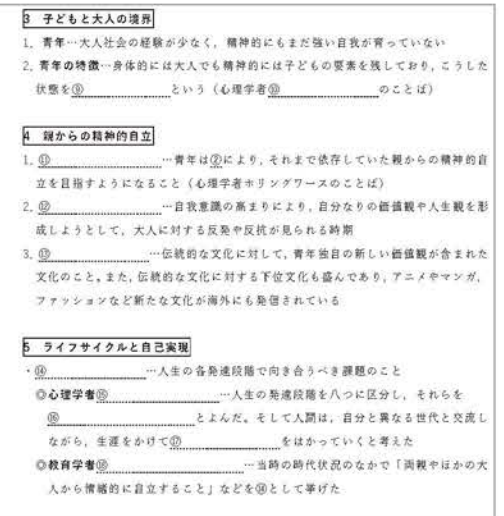
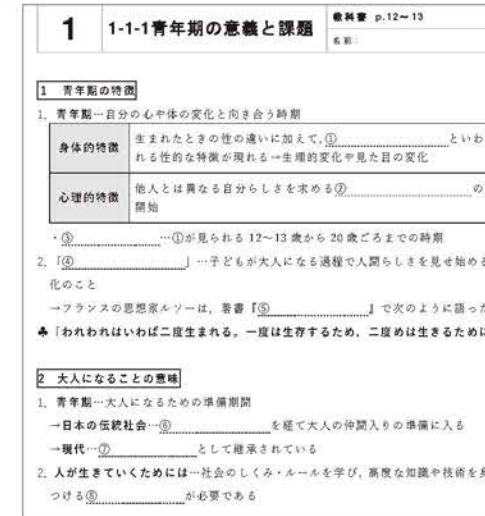


NHK for School などのリンクを貼っています



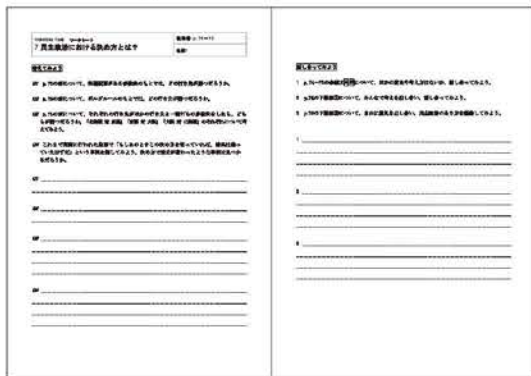
教科書の図版を載せています

## 授業用プリント (Word) 上記スライド内容に対応した生徒用プリントです。



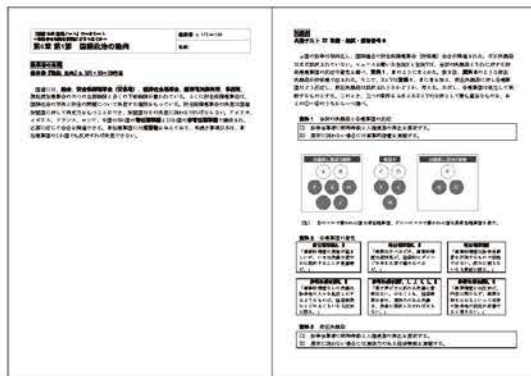
## ■ 課題探究用ワークシート (Word)

教科書「THINKING TIME」/  
「Thinking Time」に対応しています。



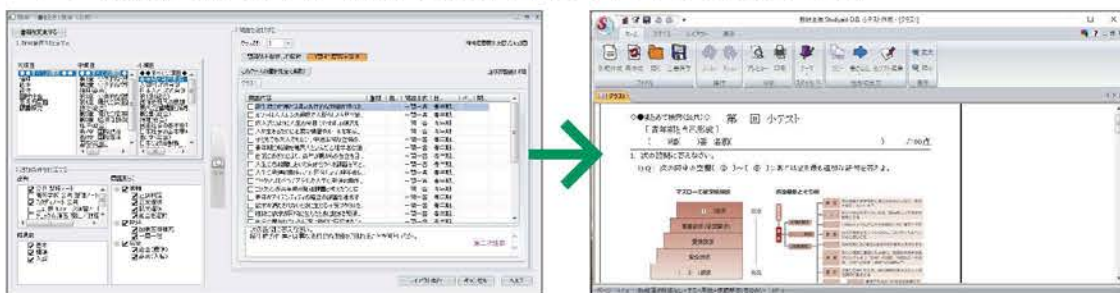
## ■ 共通テスト対応ワークシート

教科書掲載の知識に関連した共通テスト問題  
に取り組むことができるワークシートです。



## ■ Studyaid D.B. 小テスト作成システム

数研出版発行問題集を収録。レベル・出題範囲・問題数を選ぶだけの簡単操作で、オリジナルプリントの作成が可能です。休み時間の5分間で1回分の小テストが完成します。



▲問題検索画面 問題検索はすべてこの1画面で。書籍別や収録問題集すべてが対象の「まとめて検索」でも検索できます。一問一答、図表問題、マークシート式問題などさまざまな問題を収録しています。

▲レイアウト・編集画面 小テストに最適なプリントが完成。問題数や用紙サイズの調整も簡単に行うことができます。Microsoft Wordやジャストシステム一太郎に書き出して編集することも可能です。特定の範囲のセンター試験・共通テスト問題を集めたプリントも作成することができます。



## ■ 年間指導計画と観点別評価規準例

「年間指導計画と観点別評価規準例」(PDF, Word)に加え、「知識・技能」,「思考・判断・表現」,「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に基づく評価や評定を支援するツールとして、教科書と合わせてご利用いただける「観点別評価集計例ファイル (Excel)」をご用意いたします。

### ■ 年間指導計画と観点別評価規準例

月	時間	大単元 (学習項目)	小単元 (学習内容)	観点別評価規準例		
				知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
4	2	第1章 公共的な空間 をつくる私たち	第1章 青年期と自己 形成	・青年期は自立や自律をはかる重要な時期であることを理解できている。	・自己形成の課題について考察できている。	・よりよく生きることについての自覚を深められている。 ・社会の一員としての自覚を深め、自分の生き方を選択し、自己表現ができています。
			第2章 人間としての 自覚	・古代ギリシアや中国の思想家の思想や三宗教の内容が理解できている。	・先哲の思想や宗教が自分自身の生き方に与えている影響に気付くことができている。	・先哲の思想や生き方から自分自身の生き方を検証し、参考にできることはないが考察できている。

### ■ 観点別評価集計例ファイル

	知識・技能						思考・判断・表現						主体的に学習に取り組む態度						決定								
	単元①		単元②		単元③		単元①		単元②		単元③		単元①		単元②		単元③		評定	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度	評定	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度	評定
	1.生徒 01	A	A	B	A	A	B	A	A	B	A	B	A	A	A	A	A	4									

単元ごとに評価を入力すると、各観点の評価や評定が自動的に計算され、集計値が表示されます。自動計算された評価、評定の集計値を参考に、最終的な評価を入力します。

※画像はイメージです。

＼指導に役立つ情報や教材データをお届け／

# 先生のための会員制サイト **チャート×ラボ**

## 「チャート×ラボ」で何ができるの？

- ご採用の教材に関連したデータをダウンロードしたり、数研出版が作成したプリントデータを生徒のタブレットやスマホに配信したりできます。
- 新課程デジタル教科書・教材の体験版をお試いただけます。
- 数研出版主催のセミナーにお申込みいただけます。

会員限定の情報もお届けするよ

くわしくはこちら <https://lab.chart.co.jp/>

※「チャート×ラボ」のご利用は、教育機関関係者（小学校・中学校・高等学校・大学などの学校に勤務されている方、教育委員会・教育センターなど教育関係職員の方）に限定しております。

# 副教材のご案内



詳細はこちら！

## 整理ノートシリーズ

教科書記載内容の定着に最適な教科書準拠版  
日常学習ノート

- ・「学習内容の整理」で、空欄補充をしながら教科書内容をわかりやすく整理。
- ・右ページには、自由にご利用いただくための「ノート欄」を設け、利便性をアップ。
- ・一問一答（『新版 公共』）、図表問題など（『高等学校 公共』）、マークシート式問題（『倫理』『政治・経済』）を扱った「TRY」で、学習内容を確認。

- ・「EXERCISE & ACTIVITY（章末問題）」では、それぞれの章・節で扱った内容を確認でき、定期試験対策・共通テスト対策として最適。
- ・本冊の紙面データを「チャート×ラボ」に掲載。共通テスト対応ワークシートなど、教科書『新版 公共』巻末ページに対応した追加データも利用可能（『新版 公共』）。

B5判、別冊解答は別冊

科目	対応教科書	書籍No.	本冊	別冊解答	定価(税込)
公共	新版 公共(公共/713)	30226	152頁	32頁	726円
	高等学校 公共(公共/709)	30177	136頁	24頁	704円
倫理	倫理(倫理/704)	30187	104頁	32頁	704円
政治・経済	政治・経済(政経/705)	30167	104頁	32頁	704円

## スタディノートシリーズ

学習内容をわかりやすく整理できる日常学習問題集

- ・STUDY A: 空欄補充で重要事項をわかりやすくチェック。行間のヒント・補足で自学自習がしやすい。
- ・STUDY B: 図や表で重要事項をわかりやすく学べる。
- ・STUDY C: マークシート式問題でこれまでの学習成果を確認。
- ・章末問題: リード文つき問題で応用力をチェック。
- ・気になるニュースと公共/最新ニュースから見る政経: 最新のニュースを題材に、学習内容と社会とのつながりを実感できる。
- ・自学自習で活用できる詳しくわかりやすい解説。
- ・紙面データや教科書対応一覧表、「大学入学共通テスト対策 オリジナル問題」のデータを「チャート×ラボ」に掲載。
- ・各章末に「QRコード」を配置し、「一問一答問題」や関連動画（NHK for School）にアクセス。

B5判、別冊解答は挟み込み

科目	書籍No.	本冊	別冊解答	定価(税込)
公共	13405	144頁	48頁	803円
政治・経済	13447	128頁	40頁	770円

## 4ステージ演習ノートシリーズ

日常学習から共通テスト対策まで導く頼りになる演習問題集

- ・まとめ「POINTS」で重要事項の整理。
- ・一問一答「STAGE A」で教科書の太字箇所を中心に重要用語の確認。
- ・問題演習「STAGE B」は数多くの問題で日常学習や定期試験対策に活用。
- ・共通テスト対策演習「STAGE C」で入試に向けた力試し。
- ・発展演習「STAGE D」で学習内容の総仕上げ。
- ・巻末の「資料速読」や「公共」の問題に挑戦（『倫理』『政治・経済』）で共通テストの出題パターンがつかめる
- ・各章に「QRコード」を配し、関連する内容の動画（NHK for School）にアクセス（『公共』）
- ・「チャート×ラボ」にて、紙面データやテスト作成フォーム対応データ、教科書対応ページ一覧表、「大学入学共通テスト対策 オリジナル問題」を用意。

B5判、別冊解答は挟み込み

科目	書籍No.	本冊	別冊解答	定価(税込)
公共	30106	176頁	64頁	836円
倫理	30564	152頁	64頁	814円
政治・経済	30554	152頁	72頁	814円

## チェック&演習シリーズ

知識の定着からはじめる共通テスト対策問題集

- ・最新の共通テスト問題を収録。
- ・【第1部 知識の定着】知識の定着で60点を確保  
「要点チェック」→「問題演習」→「総合演習」で段階的な学習が可能。
- ・【第2部 技能の習得】技能の習得で80点を目指す  
「地図」「統計」「資料読み取り」「計算」「需要・供給曲線」といった、高得点を目指すための実践的な問題をピックアップ。
- ・【第3部 思考力・判断力・表現力のトレーニング】思考力アップでさらなる高みを目指す  
思考力・判断力・表現力が求められる問題をピックアップ。
- ・「チャート×ラボ」にて、紙面データや教科書対応ページ一覧表、「大学入学共通テスト対策 オリジナル問題」を用意。

B5判、別冊解答は挟み込み

科目	書籍No.	本冊	別冊解答	定価(税込)
公共、政治・経済	30279	168頁	80頁	902円

# 令和7年度用 新課程 教科書・教材一覧

観点別特色、学習指導計画例（配当時間例）、観点別評価規準例はこちら▶



	新版 公共 (公共/713) B5判・256頁+巻頭・巻末21頁	高等学校 公共 (公共/709) AB判・232頁	倫理 (倫理/704) A5判・240頁	政治・経済 (政経/705) A5判・256頁
教科書				
進捗教材	新版 公共 整理ノート B5判・152頁+32頁 	高等学校 公共 整理ノート B5判・136頁+24頁 	倫理 整理ノート B5判・104頁+32頁 	政治・経済 整理ノート B5判・104頁+32頁 
教授資料	新版 公共 教授資料 	高等学校 公共 教授資料 	倫理 教授資料 	政治・経済 教授資料 
デジタル教科書	デジタル教科書 新版 公共	デジタル教科書 高等学校 公共	デジタル教科書 倫理	デジタル教科書 政治・経済

発行予定や内容に予告なく変更の可能性がございます。

# 民主政治の始まりと基本的人権の保障

## 1 政治と国家

・広い意味での①…共存のために共通の②を決めて利害の対立を調整する

・①が行われる主な場=③  
→秩序維持のため、必要な場合には制裁や④を行使する

step 私たちの原則として、各テーマに短い記述問題を設けています。

⑤

## 2 国家の役割

1. 国家…⑥を定め、⑥に基づいて秩序を維持する⑦(国家権力)をもつ

2. 国家の三要素…①国民、②一定の⑧、③⑨

## 3 民主政治の始まり

1. 現代の多くの国家…教科書の重要用語を空欄に(モクラシー)の形式をとる

2. 16~18世紀の⑩しているの、重要用語をが説かれた

3. 商工業の発展…経済確認しながら教科書の内容(ルジョワジー)の台頭  
→自由・権利を求め国を簡潔にまとめることがでが成功

4. 近代民主政治の基本きます。国民主権、③権力分立

## 4 基本的人権の保障と社会契約説

1. ⑭の保障=民主政治の基本原則①…⑮思想  
や社会契約説の影響を受け、⑯によって実現

2. 社会契約説を唱えた代表的な人物

⑰ 主著『リバイアサン』	自然状態では各人がみずから⑰を行使 →「万人の万人に対する闘争」になる →契約に基づいて国家を設立し、⑰を主権者に譲渡
⑱ 主著『市民政府二論(統治二論)』	自然権を守るために国家をつくり、自然権を「信託」 →国家が自然権を侵害すれば政府を変更できるとした =⑱(革命権)
⑳ 主著『社会契約論』	私有財産制のもとで失われた自由・平等の回復のために社会契約を結び、㉑の共和国(共同の利益を追求する㉒により統治)を設立すべきと主張。全人民が参加する直接民主制を理想に

3. 自由権から社会権へ

・自由権の保障…さまざまな権利宣言→資本主義の発展…自由権だけでは生活を守れず  
・社会権の保障…1919年、ドイツで㉓憲法が成立

## SUPPORT

②決まりのこと。

空欄補充の解答のヒントになるような説明を盛り込んでいます。

⑥強制力をもつ規範。憲法や法律、命令・規則など。

⑧領土・領海・領空。

⑨ここでは最高・独立の権力という意味。

⑩国王など少数の者が政治を独占する統治形態。

⑪国王の権力は神の意志に基づくとする思想。

⑫産業の発展にともなって経済力をもった商工業者。

⑬イギリスのピューリタン(清教徒)革命や名誉革命、アメリカ独立革命、フランス革命など。

⑭人間が人間であるがゆえ、当然もっている権利。

⑮自然のうちに存在し、すべての人が従うべき人類普遍の法のこと。

⑯イギリスの哲学者。自然権・社会契約の考え方を示した。

⑰人間が生まれながらに平等にもっている権利。

⑱イギリスの哲学者。名誉革命を理論的に擁護。

⑳フランスの思想家。フランス革命に影響を与えた。

㉑人民に主権があること。

㉒つねに正しく公共の利益を目指す人民全体の意志。

㉓世界で最初に社会権を保障する規定を設けた憲法。

## NOTE

見開き2ページ構成のうち、右ページのスペースの多くをノート欄としています。空欄補充・記述問題の解答を書き込んだり、授業での板書を写したりしてご使用いただけます。

## TRY

- ①ルールを決めて利害調整し、強制力を用いて秩序を維持する営みは何か。 ①
- ②国家の三要素をすべて答えよ。 ②
- ③国家の三要素を満たし、対外的に独立している国家を何というか。 ③
- ④王の権力は神から与えられたとする、絶対王政を正当化する理論は何か。 ④
- ⑤各テーマの重要事項に関する一問一答形式の問題です。これらの問題を解くことで授業や教科書で学んだ知識の定着をはかれます。
- ⑥『リバイアサン』を著し、自然権の国王への譲渡を主張したのは誰か。 ⑥
- ⑦『市民政府二論』を著し、抵抗権(革命権)を主張した思想家は誰か。 ⑦
- ⑧『社会契約論』を著し、フランス革命に大きな影響を与えたのは誰か。 ⑧
- ⑨1919年に制定された、社会権を初めて保障したドイツの憲法は何か。 ⑨
- ⑩1919年に制定された、社会権を初めて保障したドイツの憲法は何か。 ⑩



最新の情報・  
体験版はこちら！

『Esビューア』は、Windows, iPad, Chromebook に対応しています。

▶動作環境については弊社ホームページをご覧ください。



【基本機能】

操作性を考慮した、一目でわかるアイコンデザインを採用しています。  
ペン、ふせん、スタンプ、拡大・縮小などの基本機能は、ツールバーから選択して利用できます。  
※指導者用と学習者用の基本機能は共通です。

指 学 学+

【特別支援機能】

音声読み上げ、総ルビ表示、配色設定、文字サイズ・書体変更などができます。  
(「学習者用デジタル教科書 公共/高等学校 公共 これからの社会について考える」に搭載されています。)

指 学 学+

【スライドビュー】

ワンクリックで「考えてみよう」、「話し合ってみよう」、「CHECK」やそれらの解答例を大きく表示できます。また、見開き紙面に戻らなくても、「前へ」「次へ」で前後の要素へ移動できます。

指 学 学+

授業や自宅学習で役立つコンテンツを豊富に収録！

【内容解説動画】

教科書の本文ページから、ダイレクトに解説動画をよびだして視聴することができます(視聴時はインターネット接続が必要です)。  
自宅学習などをする際に、予習・復習の助けとなります。

【アニメーション】

教科書の内容に関するアニメーションのコンテンツです。  
板書での説明が難しい内容も、わかりやすく学習することができます。

【動画/画像】

他にも、教科書の内容に関連した動画や画像を収録しています。

※「学習者用デジタル教科書」には、教科書のQRコードからご利用いただけるコンテンツへのリンクを配置しています。

先生と生徒をつなぐ宿題管理

先生は、生徒の『Esビューア』へ宿題(PDF)を配信することができます。  
生徒が提出した宿題の結果を確認し、コメントを書き込んで返却することもできます。  
(「宿題管理」は、「Esビューア 先生用サイト」で行うことができます。)



指 学 学+

公民 デジタル教科書 ラインアップ

学習者用デジタル教科書(①) / 学習者用デジタル教科書・教材(②)

- ①生徒一人一人の端末で使用する、制度化された「学習者用デジタル教科書」です。
- ②制度化された「学習者用デジタル教科書」と各種「デジタルコンテンツ」がセットになった商品です。

教科書と同一の内容  
教科書と同一の内容 + コンテンツ

科目	商品名	種別	No.	価格(税込)	データサイズ
公共	学習者用デジタル教科書 新版 公共	デジタル教科書 (①)	4383128D12	各 550 円	約 1GB
	学習者用デジタル教科書 高等学校 公共 これからの社会について考える		4383107D12		約 1GB
倫理	学習者用デジタル教科書 倫理		4383133D12	550 円	約 0.5GB
政治・経済	学習者用デジタル教科書 政治・経済		4383130D12	550 円	約 0.5GB
公共	学習者用デジタル教科書・教材 新版 公共	デジタル教科書・ 教材 (②)	4383128D11	各 935 円	約 1GB
	学習者用デジタル教科書・教材 高等学校 公共 これからの社会について考える		4383107D11		約 1GB

■利用期間: 教科書使用期間 ■ライセンス: 生徒1人につき1ライセンス必要 ■購入方法: 直接数研出版へ ■納品物: ライセンス証明書 ■搭載機能: 下表参照

	基本機能	スライドビュー	デジタルコンテンツ	教材連携	学習の記録	先生向け機能	
						宿題管理	表示制御
デジタル教科書(①)	○※1	—	—※2	—	—	—	—
デジタル教科書・教材(②)	○	○	○	—	—	○※3	—

※1「倫理」「政治・経済」には特別支援機能は含まれません。 ※2 教科書のQRコードからご利用いただけるコンテンツのリンクを配置しています。  
※3 プリント配信機能が利用可能です。先生は「Esビューア 先生用サイト」より設定する必要があります。

指導者用デジタル教科書(教材) 公共の「指導者用デジタル教科書(教材)」は、教授資料に付属しています。

電子黒板などで教科書紙面やコンテンツを拡大して提示する、先生用の教材です。

ご利用までの流れ、および動作環境等の詳細につきましては、弊社ホームページをご覧ください。または営業員までお問い合わせ下さい。

対象 指 : 指導者用デジタル教科書(教材) 学 : 学習者用デジタル教科書 学+ : 学習者用デジタル教科書・教材

数研出版コールセンター TEL: 075-231-0162 FAX: 075-256-2936



東京本社 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-3-3  
 関西本社 〒604-0861 京都市中京区烏丸通竹屋町上る大倉町 205  
 関東支社 〒120-0042 東京都足立区千住龍田町 4-17  
 支店…札幌・仙台・横浜・名古屋・広島・福岡



この「V」プレートは、  
植物油インキを使用しています。  
本カタログに記載されている会社名、製品名はそれぞれ各社の登録商標または商標です。  
QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。  
本カタログで使用されている商品の写真は出荷時のものと一部異なる場合があります。  
本カタログに掲載されている仕様及び価格等は予告なしに変更することがあります。  
返品に関する特約: 商品に欠陥のある場合を除き、お客様のご都合による商品の返品・交換は受けられません。